

官報 号外

昭和六十二年五月二十日

○第百八回参議院會議録第十一号

昭和六十二年五月二十日(水曜日)

午後四時二分開議

○議事日程 第十二号

昭和六十二年五月二十日

午後四時開議

第一 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律案(内閣提出)

第二 総合保養地域整備法案(内閣提出)

第三 刑事確定訴訟記録法案(内閣提出)

第四 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案(内閣提出)

第五 社会福祉士及び介護福祉士法案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件
一、諸暇の件
一、国土審議会委員の選挙
一、昭和六十二年一般会計予算
一、昭和六十二年特別会計予算
一、昭和六十二年度政府関係機関予算
一、日程第一より第五まで
一、憲政功労年金法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(藤田正明君) これより會議を開きます。この際、お諮りいたします。

昭和六十二年五月二十日 参議院會議録第十一号

諸暇の件 国土審議会委員の選挙

議事日程追加の件 昭和六十二年一般会計予算外二件

二四三

黒柳明君から海外旅行のため八日間の諸暇の申し出がございました。
これを許可することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(藤田正明君) この際、欠員中の国土審議会委員一名の選挙を行います。

○中野鉄道君 国土審議会委員の選挙は、その手續を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○倉田寛之君 私は、ただいまの中野君の動議に賛成いたします。

○議長(藤田正明君) 中野君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。よって、議長は、国土審議会委員に原田立君を指名いたします。(拍手)

○議長(藤田正明君) この際、日程に追加して、昭和六十二年一般会計予算
昭和六十二年特別会計予算
昭和六十二年度政府関係機関予算
以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。予算委員長松垣徳太郎君。

審査報告書

昭和六十二年一般会計予算
昭和六十二年特別会計予算
昭和六十二年度政府関係機関予算
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十日

予算委員長 松垣徳太郎

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和六十二年一般会計予算、昭和六十二年特別会計予算及び昭和六十二年度政府関係機関予算並びに財政投融资計画は、引き続き財政の改革を強力に推進し、その対応力の回復を図るため、特に、歳出の徹底した節減合理化を行うとともに、併せて、歳入面においてその見直しを行い、これにより、公債発行額を可能な限り縮減することとして、(1)既存の制度・施策について見直しを行うなど経費の徹底した節減合理化に努め、特に一般歳出について、全体として前年度同額以下に正縮し、(2)時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素にして効率的な行政の実現を図るため、既定の方針に基づき、改革合理化措置を着実に実施し、(3)税制面においては、最近における社会経済情勢の著しい変化に即応し、安定的な歳入構造を確立する観点から、税制全般にわたる抜本的見直しを行い、(4)公債発行額は、以上の歳入・歳出の努力により、前年度当初発行予定額より四千四百五十億円減額すること等を基本方針として編成されたものである。

一般会計においては、歳入面で、「財政法第四十条第一項ただし書の規定による公債五兆五千二百億円、昭和六十二年の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(仮称)」の規定による公債四兆九千八百十億円、合計十兆五千十億円の公債金収入を予定するほか、税外収入についても、極めて厳しい財政事情にかんがみ、可能な限りその確保を図ることとしている。
歳出面では、経費の徹底した節減合理化を図るため、各種施策について優先順位の厳しい選択を行い、その規模を厳しく抑制しつつ、限られた財源の中で質的な充実に配慮するとともに、社会経済情勢の推移に即応した財政需要に対しては、財源の重点的・効率的配分を図ることとしている。
一般会計予算の総額は、歳入歳入とも五十四兆十億九千九百二十四万円であり、一般会計予算と特別会計予算との純計額は、歳入百七兆三千三百四十四億八千二百九十四万五千円、歳出百五兆八千九百八十七億九千九百四十八万四千円である。
なお、特別会計の数は、電源開発促進対策特別会計は三十七で昨年度と同数である。
また、政府関係機関の数は、日本国有鉄道の株式会社への移行により、一機関減となり、国民金融公庫は十である。
右の措置は、おおむね妥当なものと認める。

昭和六十二年一般会計予算
右は本院において可決した。

昭和六十二年四月二十三日

衆議院議長 原 健三郎
参議院議長 藤田 正明殿

昭和六十二年五月二十日 参議院会議録第十一号 昭和六十二年度一般会計予算外二件

昭和六十二年度特別会計予算
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年四月二十三日

参議院議長 藤田 正明殿
衆議院議長 原 健三郎

昭和六十二年度政府関係機関予算
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十二年四月二十三日

参議院議長 藤田 正明殿
衆議院議長 原 健三郎

〔松垣徳太郎君登壇、拍手〕

○松垣徳太郎君 たいだいま議題となりました昭和六十二年度予算三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和六十二年度予算は、現下の経済情勢にかんがみ、内需主導型経済成長への転換と景気の着実な拡大に資するとともに、他方、我が国財政の大幅な不均衡の改善を図るため、歳出の徹底した節減合理化を行う方針に従って編成されておりますが、その内容は既に宮澤大蔵大臣より財政演説において説明されておりますので、これを省略させていただきます。

昭和六十二年度予算三案は、一月二十六日国会に提出され、二月十九日宮澤大蔵大臣より趣旨説明を聴取いたしました。衆議院での予算審議が売上税導入問題に關連して難航し、最終的には売上税關連法案の衆議院議長あっせんて決着して、予算案は四月二十三日、本院に送付されてまいりました。本院ではまず、四月二十七日、二十八日の両日、国際経済及び通貨問題等各般の問題について総括方式により集中的に審議を行い、その後、中曾根内閣総理大臣の訪米帰国を待って、五月六日総括質疑を開始し、本日まで審査を行ってまいりましたが、その間、五月十四日公聴会を開く

ど、終始慎重かつ熱心に審査を進めてまいりました。以下、質疑の主なもの若干につきその要旨を御報告申し上げます。

まず、過日行われまして中曾根内閣総理大臣の訪米に關しまして、「日米首脳会談のねらいは何か。日米共同発表によれば、日本側の具体的政策約束に對して、アメリカ側は抽象的な言質にとどまっております。懸念の日米経済摩擦解消にどのような進展があったのか。特に、半導体関連製品に對する報復関税の撤廃や円高・ドル安防止に對してアメリカの対応を聞きたい。さらに、中曾根総理がレーガン大統領に公約した内需拡大策を今後どのように実施していくつもりか」との質疑がありました。

これに對して、中曾根内閣総理大臣より、「今回、レーガン大統領の公式招待もあり、かつ日本を念頭に置いた米国会議の保護貿易法案の動き等、経済摩擦激化の厳しい状況に對し、日米双方の理解を深めて強固な協力関係を打ち立てるため訪米した。十月の皇太子陛下の御訪米の合意、大統領と内閣総理大臣の定期協議開催の決定、国際情勢の検討のほか、経済摩擦問題を中心に二国間關係に對して隔意なき討議を行い、米國は財政赤字の削減や競争力の強化、日本は内需拡大と発展途上國への資金還流等、日米双方が実施すべき点を確認し合つたことが成果である。日米経済摩擦に對して、米國側は千四百億ドルの貿易赤字の三分の一が日本の出超であり、その改善の実行を求めており、日本としては貿易赤字の削減に努めること、関西空港、第二KDD、次期支援戦闘機等個別問題についても誠意を尽くしていくことを説明し理解を求めた。半導体及び円高・ドル安防止の問題は、訪米の目的の一つであり、最大限の交渉を重ねた結果、半導体関連製品に對する報復関税に對しては、事態が改善されれば、ベネチア・サミットを念頭に置いて早期に撤回したいとのレーガン大統領の希望の表明があり、また、為替

の安定に對しては、これ以上のドルの下落は経済成長及び貿易不均衡の是正に悪影響を及ぼすので、為替レートの安定のために日米兩國が努力し合うことを確認すると具体的に共同発表で述べており、一応の成果を上げたと思う。訪米で約束した内需拡大に對しては、最近の国内状況から、日本みずからのため急ぐ必要があると認識している。本予算の成立後、緊急経済対策を決定しその予算化を図る。自民党の総合経済政策綱領によれば、五兆円を上回る財政出動とされており、中央政府、政府関係機関、地方政府の事業のほか、税制改革の一環として、与野党の話し合いによつては減税の実施も考えられる」旨の答弁がありました。

経済問題につきましては、「プラザ合意以来の円高が続く中で景気は低迷しているが、昭和六十二年政府経済見通しの実質経済成長率三・五％の達成は可能か。政府経済計画の「展望と指針」に比較し経済成長率が下方に乖離する一方、巨額の経常黒字を累積したのは緊縮型経済政策の結果ではないか。国際収支のアンバランスを是正するため適正な経常黒字の目標を掲げ、場合によっては輸出規制も考える必要はないか。円高を乗り切つたため中小企業に過酷なコストダウンが押しつけられないように対策を講ずるとともに、特定業界の円高差益を広く国民に還元すべきではないか」などの質疑がありました。

これに對し、中曾根内閣総理大臣及び関係各大臣等より、「年初来の個人消費及び住宅投資は堅調であり、景気が累積的に悪化する状態ではないが、現在、為替レートが政府の経済見通し策定時より二十円以上円高になり、輸出関連企業に弱気の影響を与えているので、民間設備投資が減少し、政府見通しの実質経済成長率三・五％を達成できないおそれがある。したがって、今後、相当規模の内需拡大策に取り組み必要がある。近年の日本経済の成長率の鈍化は、世界的な経済変動、一次産品価格の低下、円の急騰等複合した要因に

よるものである。そうした中で、物価が極めて安定し国民生活の向上に寄与したと思う。現在、金融を緩め、財政の活用により高目の経済成長を実現するよう努力している。我が國の適正な経常黒字はおおよそGNP対比二〇程度と思われるが、現在の経常収支の黒字は、輸入する石油が安くなったほか、従来アメリカが採用したドル高と成長政策により日本企業の対米輸出依存体質が加速されたことが原因である。その是正の方策は、輸出を人為的に抑えるのではなく、社会資本への投資等内需をつくり出して経済体質を正常に戻していくことが基本と考えている。円高による損失を補うため、下請企業に對する過度なコストダウン要求等の問題については、年間で親企業約二万件、下請業者は約五万件の調査をしているが、最近、買いたたき、受領拒否、返品等の下請中小企業振興法違反の事例も見られるので、従前にも増して調査に力を入れ、下請業者に円高のしわ寄せが集中しないように法律の厳正な運用に努めていくつもりである。一昨年の十月以来本年三月までの円高差益は十八兆七千七百億円に達し、還元額は約六割に及んでいる。さらに還元を進めるため、並行輸入の促進、消費者への情報提供のほか、牛肉等政府が関与する物資についても、内部で常時連絡し合つて円高差益を末端まで還元していくよう努める」旨の答弁がありました。

財政問題につきましては、「実現不可能な昭和六十五年赤字国債脱却の目標を繰り延べ、新財政再建方針をつくるべきである。内需拡大のため積極財政に転換し、近年の予算編成方式であるマイナスシーリングを見直して社会資本の整備に努めてはどうか。昨年度の大蔵、自治両大臣の合意にかかわらず、六十二年予算で地方自治体向けの補助率を引き下げ、二千七百億円を地方に転嫁したのは約束違反ではないか。大量の国債を抱えて我が國財政は利払い負担が重く、低利借りかえ、繰り上げ償還等、新視点に立つた國債管理政策を推進するとともに、二つの國債(國債)化とも絡ん

でシンジケート団のあり方を再検討すべきではないか」との質疑がありました。

これに対して、中曾根内閣総理大臣及び宮澤大蔵大臣等より、「一般会計の二割が国債の利払いに使われ財政本来の機能を失っている。速やかに特例国債を脱却して財政の弾力性を回復する必要がある。六十五年度財政再建の達成は大変厳しいが、いまだ時間があり、今後、内需拡大策で経済成長を高めて財政収入の増加を図る政策努力を続けたい。仮に新しい再建目標を決めるにしても、今後の経済展望等が明確でなければ困難であり、なお検討が必要である。六十二年度予算は増税なき財政再建の延長線上で編成されており、予算審議中に財政政策の転換は言えない。現在、内需拡大が必要で、新行革審から臨時緊急措置として公共事業の追加が認められたので、五兆円を上回る財政措置を講じて社会資本の充実を図ることとしている。昨年の補正予算を上回る建設国債の増発が予想されるが、金利負担を考慮、できれば国債減額後のNTT株の売却益も充当したい。マイナースピーリングは、制度改革等に成果を上げており、デメリットが生じた投資分野については大蔵事務当局で工夫、検討しているところである。これまで進めてきた行革の理念は堅持しつつ、今後は内需拡大との二刀流で財政運営を行っていくつもりである。補助率の削減は、経済が激変し国の財政事情が好転しない中で公共事業を確保するため、前年の経緯はあるものの、投資的経費に限定して行った。地方自治体の負担を補てんするなど昨年度以上に国の財政措置を講じ、国と地方の財政関係を基本的に変更しないとの趣旨に反しないよう努力した。今後、大蔵、自治両大臣の申し合せを守るようにしたい。財政法が国債発行を臨時、異例のものとしており、また、年度独立の原則の関係もあって、国債管理の弾力的運用について制約がある。しかし、大量国債発行時代がなおしばらく続くであろうことと、国債費負担の軽減、さらに海外からの要請等を考え合わせ、これ

までの国債管理政策を見直すべき時期と心得ており、検討することにした」との旨の答弁がありました。

税制改革問題につきましては、「売上税導入などによる税制改革をめぐって混乱を招いた責任をどのように反省をされているか。今後、衆議院の与野党協議にゆだねられているが、政府は税制改革にどう対応していくか。直間比率の是正の前に、基本税制である所得税、法人税の不公平を見直し、受取配当益金不算入の廃止や有価証券譲渡益の課税を進めるべきであり、また、農家に対する相続税及び固定資産税の軽減を改め、大都市の宅地供給に資する必要がある。法人税の基本税率が既に一部引き下げられており、国民の負担を軽減し、内需拡大に資する点から、速やかに大幅減税を先行させるべきではないか。税制改革に当たって、福祉目的の導入について聞きたい」との質疑がありました。

これに対して、中曾根内閣総理大臣及び宮澤大蔵大臣等より、「衆議院で予算が通過した際、内閣総理大臣談話を発表し、今回の税制改革、売上税問題等について、政府の努力不足もあって御迷惑をおかけしたことをおわびした。税制改革は、勤労者や企業の意欲をそぐことなく、将来に向かっての高齢化社会に大きな困難なく移行するためにぜひやり遂げなければならぬ課題である。今後、議長あつせんに基づき衆議院に協議機関を設け、直間比率の見直し等を含む税制改革について速やかに全力を尽くすことが各党間で合意されている。協議機関を早期に成立させその結果を見守っていくが、政府が提出した改革案よりさらによきものが出てくるならば幸いである。現行直接税に欠点もあり、改めるべきことに異議はない。しかし、所得が平準化し、消費水準も高い我が国において当面、直接税が七割を切る形の直間比率への移行は好ましくない、高齢化社会での若い人の所得税の過重負担を避けるためにも、間接税

の比重を高めることは必要である。企業の配当益金や有価証券譲渡益に対する課税は、今回の税制改革においても実情を踏まえて所要の改善措置を提案しているところである。農家に対する相続税の軽減は、農地の細分化の回避と、土地所有と経営の一体化の農業政策上の観点から実施されており、農家にとって必要である。宅地並み課税は当面、管農の取り扱い認定等を厳格に運用することによって、長期的には、税制調査会、前川レポートでも言及しており、検討すべき課題になると考えている。所得税、法人税の減税は選挙公約であり、ぜひ実現したい。減税は恒久措置なので、臨時の財源や赤字国債の増発で対応することは適当でなく、しかるべき財源が確保されなければ無責任に陥る。したがって、税全体の体系が明白になれば、税制改革の一環として減税の先行もあり得ると思う。福祉目的の税について、税制調査会では、支出が特定されるため財政運営にゆがみを生じる場合もあると指摘しているところであり、現在、政府は採用を考えていない」との旨の答弁がありました。

最後に、防衛問題につきましては、主として防衛費の対GNP比一〇％の突破問題について論議が集中いたしました。

「国民世論の反対にかかわらず、六十二年度防衛予算はGNPの一〇％を上回ったが、予算編成の過程を見ると、初めに突破ありきではなかった。一〇％突破の理由を開きたい。経済の円高基調や売上税の実質的廃案を考えれば、防衛予算を圧縮してGNP一〇％を守ることが可能ならば、新歯どめとされる十八兆四千億円の中期防衛力整備計画は、単年度の歯どめとならないばかりか、物価上昇等の理由で予算がふえるため、計画期間を通じ歯どめにもならない。NATO方式で計算すれば防衛費はGNPの一・五％にも達し、日本は既に米ソに次ぐ世界第三位グループの軍事大国になっているのではないかと等々の質疑がありました。

これに対し、中曾根内閣総理大臣及び栗原防衛庁長官等より、「防衛計画の大綱水準を達成するため、中期防衛力整備計画に基づき計画的に整備を進めていくこととしているが、六十二年度予算編成では、名目成長率が鈍化し、一〇％内の防衛費がこれまでの対前年度比七割に減り、一〇％の伸びから四・八％に落ち込み、余裕がなくなる一方、中期防衛力整備計画の第二年度として、指揮通信機能の充実、練度の向上、隊舎の整備等おこなわれている後方部門を充実し、正面装備とのバランスをとったことにより防衛費がGNPの一〇％を超えざるを得なかったというのが実態である。防衛予算の中に売上税分九十三億円、ドル建て経費二千九十六億円が計上されているが、ドル建てについては支出官レートで編成されており、為替相場は一年間を通じて変動するもので、当面の円高状況だけで差益計算するのは適切ではない。いずれにしても、売上税や円高による余剰は予算の執行上生ずるもので、不用及び差益が出れば、法令の手續に従いその時点で処置すればよく、そのことと予算編成の時点の基準である防衛費のGNP一〇％を見直したことは直接関係するものではない」と考えている。GNP一〇％にかわる新たな歯どめとしては、三木内閣の節度ある防衛力を整備するとの精神を尊重しつつ、昭和六十年防衛力整備計画を決定した総額明示方式により中期防衛力整備計画を決定しており、金額面からの明確な歯どめとなっており、名目価格は経済の変動により左右されるので、歯どめとしては実質価格が妥当と考えており、御理解を願いたい。NATOは国防費の内訳を秘密にしているため、日本の防衛費をNATO基準で計算することは困難であるが、一応の試算ではGNPの一・二〇％程度と推定される。我が国は平和憲法のもとで、他国に脅威を与えず、非核三原則を守って、シベリアンコントリロールのもと防衛計画の大綱に沿って整備を図り、直接侵略には最小限自分の力で対応しつつ、基本的な国の独立と安全は日米安保条約によって保障する考えに

変更はない」旨の答弁がありました。

質疑は、その他国政全般にわたり、広範多岐に行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、本日をもって質疑を終局した後、日本社会党・護憲共同及び公明党・国民会議の共同提案に係る修正案を議題とし、趣旨説明を聴取いたしました。

修正の要旨は、防衛費の対GNP比一%枠を維持するため、防衛関係費より所要の減額を行うものであります。

その内容は、まず、予算編成最終段階で防衛費に追加された金額相当分三百七十億円の減額を行い、第二に、防衛費の削減に見合う特例国債の減額及び利払いを調整し、特例国債三百七十五億円の発行減額を行うこととしております。この結果、六十二年年度一般会計予算の歳入歳出総額は五十四兆六千六百三十五億円となります。なお、一般会計予算の修正に伴い、国債整理基金特別会計が減額修正となっております。

次いで、原案と修正案を合わせて討論を行いましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して野田委員が修正案に賛成、原案に反対、自由民主党を代表して佐藤委員が修正案に反対、原案に賛成、公明党・国民会議を代表して峯山委員が修正案に賛成、原案に反対、日本共産党を代表して香脱委員が修正案及び原案に反対、民社党・国民連合を代表して橋本委員が修正案及び原案に反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、まず、修正案は賛成多数をもって否決、政府原案につきましては賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) 三案に対し、討論の通告がございません。順次発言を許します。安恒良一君。

〔安恒良一君登壇 拍手〕

○安恒良一君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました昭和六十二年年度予算三案に対し、反対の討論を行うものであります。

戦後政治の総決算、臨調・行革路線を掲げて中曾根政権が発足して以来、五たびの予算編成が行われましたが、私は、中曾根内閣が一段と危険な軍備拡大への道を突き進んでいると断ぜざるを得ないのであります。

この間、福祉・教育予算が大幅に削減され、勤労者国民の犠牲のもとに防衛費の聖域化が続けられてきたことは、今さら申すまでもありません。六十二年度予算においては、防衛費の対GNP比一%枠が突破されるという一大暴挙が断行されるに至ったのであります。防衛費の対GNP比一%の枠を厳守するという基本政策は、三木内閣以来、我が国が軍事大国にならないあかしとして内外に宣言されたものであり、この歯どめを撤廃することは、平和憲法の理念を大きく逸脱するものと言わねばなりません。政府が平和を願う国民世論と軍縮を求める国際世論に背を向け、米国の世界軍事戦略に加担してまでGNP一%の枠突破を強行することは断じて許せぬものであります。

我が党は、防衛費については計画的削減を提唱しております。そして、その政策手法としては、防衛予算の前年度並み凍結を毎年度提案してまいりました。そうした我が党の政策理念の通り、予算委員会の場において防衛費の政治加算分三百七十億円を減額する修正案を公明党・国民会議と共同で提案しましたが、政府・自民党がこれを受け入れなかつたことはまことに遺憾であり、納得のできないことであります。

また、中曾根内閣の政治課題とされた行政改革については、福祉・教育予算の大幅な削減を行う口実として利用するなど、そのつまみ食い処理で事足れりとしている姿勢も容認することはできません。

肝心な地方への権限委譲は遅々として進まず、汚職の温床となりやすい高級官僚の天下りも後を絶たず、特殊法人、休眠法人の整理には一向にメスを入れようとしておりません。

さらに、国有財産の切り売りで財界を潤す一方、地価の異常高騰を招くなどして、その負担を国民大衆や地方へ転嫁させるやり方は許されないのであります。

中曾根内閣が金看板として掲げてきた増税なき財政再建、六十五年度特例公債脱却の二大公約も完全に破綻しております。しかるに、中曾根内閣が言葉巧みに逃げ回り、その政治責任を何らとうとしていない点は言語道断であります。口先だけのその場しのぎで反省のかけらもない、これが一國の総理のとるべき態度なのであります。この売上税問題でも同様なことを指摘せざるを得ません。国民、自民党員が反対する大型間接税は導入しないとの選挙公約を無視したことが、どれほど国民の政治に対する信頼を失わせる結果となつたのか、その政治責任は極めて重いものと言わざるを得ません。中曾根内閣支持率の急低下、また、先般の地方統一選挙における自民党の敗北という事実を厳粛に受けとめ、中曾根内閣がその政治責任を明らかにするように要求するものであります。

六十二年度予算は、その本質において、中曾根総理の戦後政治の総決算路線の危険性を集中的に表現したものであり、到底容認することができないことを申し上げ、以下、順次反対の理由を申し上げます。

反対する理由の第一は、冒頭でも指摘したとおり、政府予算案が防衛費の対GNP比一%枠突破を企図した軍拡予算となっていることであります。

今回の一%枠突破は、政府が弁明するような、必要経費を積み上げて結果的にやむなく突破したもので断じてありません。初めに突破ありきだったと言わざるを得ないのであります。総額十

八兆四千億の中期防衛力整備計画の完全達成がなし崩し的に行われ、歯どめなき大軍拡への道を突き進む中曾根内閣の危険な体質は、この際強く糾弾されなければなりません。一%枠を超えた金額は百三十四億円であり、円高差益分の削減や不明朗な政治加算分の減額によって一%枠を厳守することは十分可能なのであります。にもかかわらず、一%枠突破があたかも既得権かのように、言を左右にして我々の主張を耳をかそうとしない政府の態度は断じて許されないのであります。

反対理由の第二は、六十二年度予算編成に際して、我が国戦後政治史に大きな汚点を残す税制大改悪を強要しようとしたこととあります。シャープ税制以来のゆがみ、ひずみを是正すると称して行われた今回の税制改革は、我が党が指摘したごとく、究極の大増税なのであり、売上税を初めマル優廃止、最高税率の引き下げを行う等、金持ち優遇税制以外の何物でもありません。

また、中曾根内閣は、税制改革の目標として公平、公正、簡素、選択、活力の五つを掲げましたが、国会に提出された税制改革法案はそのすべてに相反するものであります。なお、今後の税制改革に当たっては、不公平税制の是正にまず手をつけ、それを財源とした大幅な所得税減税の先行実施がどうしても必要であることを、そしてそれがまた、国民の大多数の要望であることを申し上げておきます。

反対する理由の第三は、中曾根内閣の金看板である昭和六十五年度特例公債脱却の財政再建公約が完全に破綻したにもかかわらず、中曾根内閣が一向にその政治責任をとっていないことであります。

六十二年度予算における特例公債減額幅は、六十一年度、財政の中期展望で示された一兆三千億に遠く及ばぬ二千六百五十億にとどまっております。公約達成のためには六十三年度以降、毎年度一兆六千六百億ずつの特例国債減額を行わなければならないのであります。このことは、過去の史

續に照らして完全に不可能であることは火を見るよりも明らかであります。しかも、臨調・行革路線に基づき五年間連続の超緊縮政策にもかかわらず、毎年度の国債発行額は十兆円を超え、六十二年度末の国債残高は百五十三兆円という巨額に達しようとしております。

このような財政再建の公約の破綻と失敗の原因は、中曾根内閣が財政再建の手法を取り違えたこととあり、経済局面の認識のずれと対応のおくれから、結果として、「角を矯めて牛を殺す」の過ちを繰り返してきたことにあると言わざるを得ません。

中曾根内閣が六十五年度特例公債脱却の旗をおろさないというのであれば、政府には特例公債脱却に至る具体的手順と方策を国民の前に明らかにする義務があります。それをしようとはせず、有名無実化した公約に縛られ、片や内需拡大の要請から入方ふさがりに陥っているのが我が国財政の実情なのではないでしょうか。今、政府に求められていることは、財政の積極的出動による新たな内需主導型の経済成長を軌道に乗せることであり、それを前提として長期の実効性ある新たな財政再建計画を構築していくことにあることを指摘しておきたいのであります。

反対の理由の第四は、政府が財政再建のあかしとして一般歳出伸び率ゼロが相も変わらず見せかけの圧縮になっていることとあります。六十二年度予算においても、一般歳出圧縮のために政府がこれまで常套手段としてきた厚生年金国庫負担や住宅金融公庫利子補給金などの先送りが増え返されております。また、地方との公約、覚書を再度無視し、国庫補助負担金をカットするに際しては、やみ国債の発行と非難されるような手法さえ駆使するに至っているであります。

このような負担の先送り措置は、何ら財政再建に寄与するものではなく、将来に先送りした分だけ利子を伴ってはね返ることとなり、隠された財政赤字とも言うべきものであります。私は、再三

にわたる我々の忠告に耳を傾けようとはせず、このような場当たりの財政糊塗策に終始している政府の姿勢に強い憤りを禁じ得ません。

反対理由の第五は、政府予算案が日米貿易戦争と呼ばれるほどに緊迫化した貿易摩擦問題や、行革、円高デフレ問題を初めとする内外の経済情勢に全く対応していない欠陥予算となっていることとあります。

我が国の貿易収支の黒字幅は、六十一年度一千億ドルを突破し、日米を中心とする経済摩擦問題は長期化の様相を見せております。しかし、米国の双子の赤字解消、我が国の内需拡大という根本的な問題を放置したまま、為替レートの操作という小手先の手段でこの問題に対応した政府の責任は極めて重大であります。政府自身も予想だにもしなかった百三十円台突入という異常な円高によって、我が国の輸出産地、中小企業は壊滅的な打撃を受けており、鉄鋼、造船などの業種では大幅な人員削減が行われ、戦後最悪の雇用情勢となっており、一段の円高の進行から産業の空洞化も懸念され、一層の雇用不安が高じているのであります。

しかるに、政府の予算案は相変わらず緊縮財政をとり続け、公共事業費が四年連続で、また中小企業対策費が削減されるなど、円高不況・失業榜眼予算となつていくことは断じて納得できません。政府は、本予算成立後、五兆円を上回る景気対策を考えているとしておりますが、なぜ当初予算に組み込まなかったのでしょうか。その対応の遅さにはあきれ果てて物も言えません。経済の見通しの誤りを認めようともせず、政府みずから欠陥予算としている本予算案は、到底容認ができませんのであります。

以上、本予算案に対する反対の理由を述べました。政府がこれまでの姿勢を謙虚に反省し、国民の生活の立場に立ち、大幅減税の先行実施と積極財政への転換、そして防衛費の1%枠内への抑制を今後実施することを強く求め、私の反対討論を

終わりたいと思ひます。(拍手)
○議長(藤田正明君) 村上正邦君。
〔村上正邦君登壇、拍手〕

○村上正邦君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました昭和六十二年度予算三案に対して賛成討論を行います。本論に入る前に一言申し述べます。

私は、今国会での衆議院における予算審議ほど異常な経過に包まれたことはかつてなかったと思ひます。申すまでもなく、国会は国権の最高機関であつて国の唯一の立法機関であります。国会の生命は、法律案件や国の進路にかかわる諸問題について徹底して審議することにあります。審議こそが国民の負託にこたえる道ではありませんか。しかし、今国会では、衆議院予算委員会における審議は、実質審議は公聴会を除きわずか四日間、時間にして十三時間余りでありました。他院のことに比べてとやかく言及しないしきたりは私もよく承知しております。とはいへ、予算についてはそもそも先議権を持つ衆議院での審議がかくも短い時間であつたということは、縦から見ても横から見ても、やはり不正常であつたとしか言いようがありません。

かつて昭和三十五年の安保国会では、政府・自民党と野党との間に立場の違いがあつたとはいへ、予算委員会に加え、安保特別委員会が実に三十七日間、延べ百三十七時間もの審議がなされたことを思い起こすのであります。

内外に多くの困難な課題を抱えている今日、国会は一日の空白や緩みも許されません。今回の長い審議拒否あるいは審議空白に対し、国民各層からは、一体国会議員の持つ時計と我々一般市民の持つ時計とは種類が違ふのではないかとその声を聞きました。私は、この批判に謙虚に耳を傾けねばならないと思ひます。国会ルールを無視し、国会の権威を失墜させ、あまつさえ国民生活に迷惑をかけることは二度と繰り返してはなりません。今国会のことを教訓として、新たな国会の運営の

ために改革と前進を続けていかねばならぬと信ずるものであります。幸いに、衆議院においては、四月二十三日に予算の送付を受けて以後、予算委員会の場で各委員による熱心な審議が続けられてまいりました。その間、中曾根総理のワシントン訪問による日米首脳会談や関係閣僚のOECD閣僚理事会出席などがございました。しかし、その間にあつても、本院の与野党委員は、我が国が置かれた今日の国際的立場に深い洞察力を示し、真摯かつ活発、そして濃密な論議を続けてまいりました。このことは国会議員の責務として当然のこととはいへ、党派を超えて衆議院の機能をよく果たし、良識の府、参議院のあり方を示したものと喜んでたいと思ひます。特に、大所高所に立つて見識ある運営に御協力いただきました各党理事に深く敬意を表するものであります。

国民各位が既に御承知のように、税制改革をめぐるこれからの方向づけは、去る四月二十三日夜の原案議院議長の裁定によって示されました。税制改革問題は、現在における最重要課題の一つであり、直間比率の見直し等、今後できるだけ早期にこれを實現できるように各党協議し、最大限の努力を払うことになつたのであります。この議長裁定に対して、野党各党からは、歴史的勝利だ、勝つた、勝つたなどの声が聞かれたが、税制改革と国会審議のあるべき姿は、勝つた、負けたのスポーツの世界とはおのずから違ふのであります。思へば、昭和二十三年五月の第二回国会において、よく聞いてください、社会党の諸君。今回、事態收拾を図つた原議長は、当時民主自由党代議士として、芦田内閣に於て日本社会党の加藤十国務大臣に、衆議院予算委員会の場で、取引高税導入をめぐる政府の態度を追及してあります。このとき加藤十国務大臣は、政府の財政運営のために間接税である取引高税導入が避けられない旨を述べ、これが速記録に残されております。立場変われば人変わるといへばそれまでで

ありますが、やはり政治の責任ある立場に立つ限り、時に国民に対してはつらいこともお願いせねばならぬのではないのでしょうか。あれから四十年、改めて今昔の感ひとしおのものがありません。

さて、我が国経済の緊急課題は、内需を拡大して経済の持続的成長を確保するとともに、対外不均衡の是正を図ることです。御案内のように、最近米国では、包括貿易法や半導体問題などに見られるように保護主義が著しく高まっており、欧州においても高い失業率を背景にダンピング規制強化の動きがあり、これまで世界経済の発展を支えてきた自由貿易体制の枠組みを揺るがす状況が見られ、国際経済への調和が強く要請されております。

一方、我が国経済は、一昨年のG5以来、円レートの急騰により生産活動が停滞する中で、特に製造業を初め中小企業は大きな影響を受けております。雇用情勢は極めて厳しい事態となっております。六十二年予算は、かかる経済情勢の変化に弾力的に対処するとともに、限られた財源を国民生活の安定向上を図る見地から重点的、効率的に編成しております。

以下、賛成の主な理由と国政の重要問題について所見を述べたいと存じます。

第一は、当面の緊急課題である内需の拡大に思い切った配慮をすることです。一段と厳しい財政事情にありましても、一般公共事業の事業費については、財政投融資の活用、民間活力の活用、補助・負担率の引き下げ等の工夫を行って、前年度に比べて五・二兆増額いたしておりますことは評価できるものであります。

第二は、引き続き財政改革を強力に推進するため歳出の徹底した節減合理化が行われていることです。

結果、公債依存度は特例公債を発行して以来初めて二〇%を割っております。

その他、本年度予算は、当面急を要する雇用対策の拡充や産業構造調整の円滑化対策が講じられているほか、高齢化社会への対応や恵まれない方々に対する福祉施策など社会保障の充実に努めております。また、文教、科学技術、農業、中小企業などの各分野についても引き続き制度、施策の充実に努めており、評価いたすものであります。

次は、世界経済の一割国家として世界の平和と繁栄に寄与するとともに、西側の一員として防衛責任を果たしていることとあります。

我が国は、平和国家として、世界経済の発展に貢献するための経済協力を国際的責務と考え、これまでその拡充に努めてきましたが、本年度についても第三次中期目標に沿って政府開発援助を増額して、黒字国家としての責任を全うしていることは評価できるものであります。

六十二年度の防衛費は、中期防衛力計画の第二年度目として、立ちおくれの目立つ練度の向上や隊員施設等の後方部門の回復を図るなど必要最小限度の経費を計上した結果、防衛費がGNP比一・〇〇四%になりましたが、これはまさしく所要経費の積み上げによる当然のものであります。

御案内のように、現実、世界の平和と安定は米ソの力の均衡によりこれが保たれており、両国の核軍縮交渉の行方に期待いたしますが、今後の推移は楽観できるものではないと思えます。ソ連は、この十数年来、アジア・太平洋方面において大がかりな軍備増強政策をとっており、これに処してアメリカを初めとする西側陣営はあらゆる防衛努力を行っております。

存じます。私は、一昨年九月決定を見た中期防衛力整備計画の着実な実施は、我が国の重大な責務であるとと考えています。

このような背景のもとで、今回一兆枠を超えたのであります。これに対し、一部に一部の歯止め突破は軍拡路線を歩むものとの批判がありますが、これは全くの的外れであると思えます。

政府は新しい歯止めとして、平和憲法のもと専守防衛に徹し軍事大国とならないという我が国防衛の基本方針の堅持、中期防衛力整備計画による総額明示方式の採用、三年後の見直しの廃止、三木内閣決定の精神尊重を決め、これらの新しい歯止めは節度ある防衛力の整備の見地から極めて有効適切であると思えます。私は、むしろこれらの措置とあわせて、国権の最高機関としての国会における充実した審議こそ一番重く歯止めになると思えます。良識、理性の府である我が参議院が健全である限り心配御無用と断言するものであります。いかがでしょうか。

最後は、税制改革であります。さきにも述べましたが、税制改革の問題は、原議長の裁定により協議機関による審議にまつこととなりましたが、どうか精力的な審議で問題点を整理し合意が図られることを望むものであります。したがって、今後の税制改革の方向はこの結果待ちとなりますので、ここでは私が受けとめている税制の緊急課題について触れたいと存じます。

御承知のように、現行税制は産業構造の変化、人口の高齢化、国際化の進展など我が国経済社会の著しい変化に十分に対応できておりません。課税最低限は世界で最も高にかかわらず、サラリーマンの重税感、不公平感も強く、さまざまな面でゆがみ、ひずみを抱えて国民の税に対する不満は高まっております。この際、税制全般にわたる根本的な見直しを図る必要があります。

そこで、まず行うべきは、働き盛りのサラリーマンに対する所得税の減税であります。この年代

はまさしく我が国を支える担い手でありながら、住宅ローンの返済や教育費に追われ、税率の累進構造で税負担の重荷にあえいでおります。また、法人についてもしかりであります。経済の国際化に対応して、我が国企業活動の活性化を推進するため税率の引き下げが必要であります。さらには、今後二十一世紀に迫りくる超高齢化社会に対応していくためには、現在のように直接税中心の、特に中堅以上のサラリーマンに偏った所得税をそのまま維持していくことがいいのか、極めて疑問であります。やがてはその重い国民負担で先進国病になりかねません。私は、将来における活力ある日本型福祉国家を建設するには、すそ野の広い負担感の少ない課税主体の間接税に移行して、安定した財源を確保すべきだと考えます。

今国会における税制改革反対の動きを見ますと、殊さら売上税にのみ焦点を当てた作戦を展開されたようではありますが、どうか反対される諸君にあつては、相手への攻撃も結構ですが、みずからはいかなる考えを持っているか、中長期的展望に立った明確な提言を示してもらいたい。たびたびの四党書記長会談ではいろいろ話し合いがあったようですが、それが新聞発表として国民の前に明らかにならなかったことは残念至極、遺憾千萬であります。

最後に、政府に要望いたします。最近における内需拡大の強い要請に対処して、政府は本予算成立後速やかに我が党が提示した総合経済対策要綱に基づき、公共事業の前倒し、大型補正予算の編成など積極的な財政措置を含む緊急対策を講ぜられ、もって対外不均衡の是正と内需主導型経済構造への転換が図られることを期待して、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(藤田正明君) 及川順郎君。

○及川順郎君(拍手) 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました昭和六十

六十二年度予算は、五十八年度以降五年連続一般歳出を前年度以下に圧縮し財政改革を行っております。公債発行額を四千四百五十億円減額した

二年度政府予算案に対し、一括して反対の討論を行うものであります。

まず初めに、私は、今回の予算審議が異例づくめの結果に至った責任の所在を改めてここに確認させていただきます。

申すまでもなく、その原因は、中曾根内閣が国民世論を無視し、公約を破ってまで売上税導入を図り、マル優廃止を強引に押し通そうとしたところにあつたことは明白であります。衆議院での強行採決、五十日に及ぶ暫定予算など、これらはひとえに中曾根内閣の強権的かつ国会軽視の政治姿勢にあつたと言つて決して過言ではありません。売上税並びに関係法案の廃案は、まさしく数を頼んでの横暴な政治運営を許さないという国民世論の勝利であり、議会制民主政治の良識であつたと深く確信するものであります。

以下、私は、予算案に反対する主な理由を具体的に申し述べます。

その第一の理由は、今日最も重要な政策課題となつてゐる内需拡大策や雇用、円高不況対策に対し、何一つ有効な手段を持ち合わせていない予算であるということであり、

昨年、我が国の実質経済成長率はわずか二・五％にとどまり、第一次石油ショック時以来十二年ぶりの低成長を記録いたしました。また、六十二年度の実質経済成長率も、このままでは政府経済見通し三・五％の達成は到底不可能な状態であり、

さらに、完全失業率は戦後最悪の三％台に突入り、円高による企業倒産件数は一千年に迫ろうとする勢いであります。

しかも、こうした厳しい状況をもたらしている急激な円高は、政府が日米会談やG7等での暫定案を繰り返すごとに、むしろ加速度を増し、今や一ドル百四十円を突破して百三十円台に突入りしている現状であります。巨額の貿易黒字と円高不況にあえぐ苦しみの中で、一刻も早く実効性のある内需拡大策や雇用、円高不況対策を実施すべきときであります。

また、予算案の景気対策を見ても、内需拡大の柱となる一般会計、公共事業関係費を前年度に比べて、二・三％減と四年連続で大幅に削減している状態であり、

具体的内容を分析しても、景気への波及効果は全くと言っていいほど期待できません。既に、政府が掲げた六十五年度赤字国債脱却目標も事実上不可能ではありませんか。六十二年予算においてこそ、これまでの縮小均衡型の財政運営を積極型の財政運営に転換すべきときであつたのであります。

反対の第二の理由は、本予算案に、不公平税制を是正し、これを財源とすれば実施が可能である大型減税案が盛り込まれていないことであり、

国民が今本当に求めているものは、大型間接税などの導入ではありません。また、今回政府が試みた売上税の導入やマル優制度の廃止ではないのであります。シャウプ勧告の精神がゆがめられ、余りにも拡大した不公平な税制を改めることにあるのであります。国民の大部分は、そうした取り組みを切に望んでいるのではないのでしょうか。

また、我が党が試算したように、グリーンカード復活による利子配当所得に対する総合課税強化や、キャピタルゲイン課税の強化など税負担の適正化、合理化により二兆三千億円の財源見通しが

与引当金、各種準備金の見直しなど、課税ベースの拡大等により一兆二千億円、合計で三兆五千億円の増収を見込めるのであります。これを財源に、二兆三千億円の法人税減税が実現可能なのであります。

政府が売上税創設の理由のために設けた増減税同額の減税論は、既に崩壊しているものであります。まして、売上税法が事実上廃案になつた現状において、これらの成立を前提に歳入を見込んでいた本予算案は、まさしく歳入欠陥の予算案なのであります。断じて容認することはできません。

第三の反対理由は、医療、福祉、文教など国民生活関係予算が極めて不十分なことであります。老齢福祉年金は月額でわずかに二百円の引き上げにしかすぎません。また、文教予算では、国立大学授業料や入学金、受験料が引き上げられている一方で、私学助成金は昨年度と同水準に抑えられている状況であります。これらは、円高不況の中で窮地に立たされた国民生活の現状に対応する予算内容としては極めて不十分であると言わざるを得ないのであります。私は、国民生活を守るために、社会保障の充実や社会資本整備等を柱とした政府の積極的な取り組みを強く要求するものであります。

反対する第四の理由は、地方自治体への負担転嫁を一層強化し、地方財政を一段と圧迫していることであり、

昭和六十年以降、国は、財政難を理由としていや応なしに地方自治体への補助率引き下げを強行してまいりました。六十二年においては直轄事業について一〇％、補助事業については五％、それぞれ投資的経費において補助率が引き下げられ、その地方財政に与える影響は二百七十億円にも達しております。このような措置は、昭和六十一年度予算編成に際して、今後三年間、国と地方財政の基本的関係を変更しないと約束した政府覚書に反するものであります。地方自治体の厳しい財政事情にかんがみ、断じて容認するわけにはまいりません。

第五の反対理由は、この十一年間、歴代内閣が守り続けた防衛費GNP一％基準を破棄したことであり、

新たに決定した総額明示方式は、防衛費の歯どめとはなりません。しかも、本予算案の総額三兆五千七百七十四億円は、当初、大蔵原案ではGNP一％枠内にあつたのであります。それを政治加算して、一％枠突破を図り、歯どめなき防衛力増強の政策路線をより鮮明にしたのであります。これはまことに危険な方向であります。いわゆるこの

一％基準は、防衛力増強政策の歯どめであり、国民が自衛隊を支持する前提でありました。国際社会が懸命に軍縮デタントに努力しているときに、なぜ日本がこのような路線を選択しなければならぬのでしょうか。

平和への民意を尊重する立場から、我が公明党が日本社会党と共同で行いました防衛予算の修正についても、これを受け入れる姿勢を持たない政府の対応は極めて遺憾であり、その意味からも本予算案を認めることはできません。私は、ここに繰り返し、防衛予算については一％基準を今ままで守り厳守するよう強く求めるものであります。

最後に、中曾根内閣がその失敗を率直に認め、責任を明らかにするよう強く要望して、六十二年予算案に対する反対討論を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(藤田正明君) 沓脱タケ子君。

〔沓脱タケ子君登壇、拍手〕

○沓脱タケ子君 私は、日本共産党を代表して、昭和六十二年度予算案に対する反対の討論を行います。今、村上議員が衆議院審議の異常さにつきまして一方的にお述べになりました。しかし、その責任は、例えば施政方針演説で公約違反の売上税のウの字も言わなかつた問題が示すように、基本的には中曾根自民党内閣にあつたことは極めて明らかではあります。また、我が党の金子書記局長の予算委員会での総括質問が、何と四月十四日まで引き延ばされたのは、各党の議論を阻むなどして予算委員会を開会しなかつた自民党の予算委員長にもあつたことは明白な事実でございます。私は、今国会の審議の不正常さについて、政府・自民党などの責任をまさしく厳しく問うものであります。

本予算案は、円高不況のもとで国民生活の防衛と真の内需拡大が切実に求められ、また、核兵器の廃絶と軍縮の声が全世界で高まっているとき、これに全く反する大増税、財界、大企業への

大幅減税と大軍拡で国民の暮らして民主主義、平和を踏みこむ最悪の予算案であります。私は、このような重大な反国民的内容を持つ予算案が、衆議院は言うに及ばず、本院におきましても不十分な審議のままで採決に付されることに強く遺憾の意を表明するものでございます。

売上税法案は、国民の強い反対の声と運動で廃案されることになりました。本予算案は、この売上税、マル優廃止が盛り込まれている欠陥予算であり、政府の手によって再編成、再提出されるべきであります。そうされない以上、本院において否決されるのが当然の理であります。

ところが、政府が、衆議院議長あつせんじうたわれた直間比率の見直しを足場にして、売上税の名を変えた新たな大型間接税の導入を図ろうとしていることは、総理や大蔵大臣の答弁にも明確にうかがえるところであり、私は、このような国民を欺瞞する大型間接税導入の新たな策略を厳しく糾弾するものであります。

また、我が党幹部への電話盗聴事件が警察の計画的、組織的犯罪であるという事実が次々判明しており、さらに、本院議員である我が党の上田副委員長の自宅にも盗聴器が仕掛けられた事実が発覚しております。これは基本的な人権の侵害は言うに及ばず、議会制民主主義を踏みこむる重大な政治的犯罪であります。厳正な捜査により一刻も早い全容の解明と犯人逮捕を求めるとともに、本院みずからが調査、究明に当たることを強く求めるものであります。

以下、本予算案の反対理由を申し上げます。
その第一は、政府みずからが決めた軍事費のGNP一〇％枠さえ取り扱った大軍拡予算であるという事です。

政府は、五年間に十八兆四千億円をつぎ込む中期防衛力整備計画を新たな歯どめにしていますが、これでは歯どめどころか際限のない軍拡につながることが明白であります。我が国の軍事費は、NATO基準で比べますと、一昨年の水準

でも既に米ソに次いで世界第三位にまで来ているのであります。

今考えなければならぬのは、軍拡ではなく軍縮の道であります。我が国では、GNP一〇％枠突破に反対する国民の声は三分の二を超えるところまで来ています。アメリカ国内でも、軍事費削減、さらにNATO軍十万人削減などの動きも出ておるのでございます。しかも、ソ連は、ゴルバチョフ書記長のもとで、期限を切った核廃絶、核兵器の大幅削減を提唱しているときなのであります。したがって、中曽根内閣が軍備拡大のしきの御旗にしまりましたソ連脅威論は、今やその口実にもできないところまで来ているのであります。

憲法施行四十年、いかなる戦力も保持しないことが明文化された憲法第九条を踏みこじり、アメリカの核戦略を補完し、国土を核戦争の危険にさらす大軍拡の道は、まさに日本と世界の世論に逆行するものであります。

今、日本が世界に呼びかけるべきは、軍拡と核戦争の道ではなく、軍縮と軍事費削減、核兵器廃絶の道ではないでしょうか。私は、今こそ軍事費を削って、国民の暮らし、福祉、教育に回すことを強く要求するものであります。

ところで、日本への核持ち込みに関する日米政府間の秘密協定が我が党調査団によって明らかにされました。このことは、長期にわたって非核三原則を空洞化し、国民を欺瞞してきた歴代政府の責任の重大さを示すものであります。しかも、本院での審議を通じて、この日米秘密協定否定のため、日米合作でもみ消しを図っている事実が明らかになったことは、逆にその存在を確信させるものであります。我が党は、日米核密約の存在と核持ち込みの疑惑を徹底解明するため、調査特別委員会を設置などあらゆる措置を講じるよう求めるものであります。

反対の第二の理由は、異常円高を追求し、産業構造調整の名のもとにアメリカと我が国大企業の

要求に沿った諸政策を強行することにあります。

百四十円前後という異常円高のもとで、輸出関連を初めとする中小企業は先の見えない塗炭の苦しみ突き落とされています。政府の中小企業対策費は五年間で二一％も削られ、一般会計に占める割合はわずかに〇・三六％、中小企業基本法を制定して以来最低の水準になってしまいました。一方、鉄鋼、造船などの大企業には産業基盤整備基金などさまざまな優遇措置を創設し、大規模な事業の縮小や新分野進出、大量の人減らしに対しても手助けまでしているのです。

異常円高の加速は、大企業の労働者や下請いじめを放置して、アメリカ側の身勝手な要求を唯々諾々として受け入れてきた政府の失政によってもたらされたことは明らかであります。さきの日米首脳会談でも、円高・ドル安の最大の根源であるアメリカの財政赤字削減については、軍事費削減など具体的措置については何ら触れませんでした。そして、我が国だけが一方的に金利の引き下げ、農産物市場の開放、大型補正予算、構造調整への努力などの新たな負担を強いられた極めて屈辱的なものであります。こういうことは、我が国経済と国民生活の将来にはかり知れない困難をもたらすものであり、中曽根内閣の最大の失政の一つであることを厳しく指摘しなければなりません。

反対理由の第三は、国民生活と地方財政の破壊を進める予算案であることです。

臨調行革を進めてきた中曽根内閣の四年半は国民生活に大きな圧迫を与えております。中曽根内閣のもとで編成された五回の予算を見ますと、軍事費だけが五年間に三六％も伸びているのに、中小企業対策費はマイナス二一％、文教費はマイナス〇・五％、食費費がマイナス四五・四％、社会保障費は、経費の当然増まで削り込み、わずか一一・一％に抑えられているのです。そのため六十二年度は、年金の引き上げがわずか〇・六％、老齢福祉年金は月額わずか二百円です。それらのしわ

寄せで、お年寄りや障害者、病人など弱い立場の人たちの生活不安は深刻になっていっているのであります。

また、ことしは国際居住年ですが、大都市周辺の異常な地価高騰は、国民のささやかなマイホームの夢さえも高ねの花にしまっています。この異常な地価高騰は、国公有地の無謀な払い下げと大企業の金余りを背景とした無秩序な投機などによって引き起こされた、まさに中曽根政治の失政の一つであります。

地方財政については、二度三度、新たな補助金カットはしないと約束しながら、六十二年度も自治体への高率補助金の大幅カットは一兆五千億円にも達するのであります。その結果、各自治体では、住民サービス切り捨ての地方行革の押しつけと相まって、保育料や国保料の引き上げ、使用料、手数料の引き上げなど住民負担は一層重くなっているものであります。

以上、本予算案は、大軍拡と大企業優遇の一方で、国民生活と福祉、教育を切り捨て、地方財政を破壊に導くものであり、断じて容認できないものであります。

我が党は、引き続き、非核平和、軍縮に力を尽くし、円高不況の克服、新たな大型間接税導入策の撲滅のために、そして国民本位の財政確立のために、全力を挙げて奮闘する決意を表明いたします。討論を終ります。(拍手)
○議長(藤田正明君) 勝木健司君。
○勝木健司君登壇、拍手

○勝木健司君 私は、民社党・国民連合を代表し、ただいま議題となっており、昭和六十二年年度予算案に対し、一括して反対の討論を行いますのであります。

反対する第一の理由は、内閣主導による積極予算を編成せよとの我が党の再三再四にわたる要求にもかかわらず、これを無視し、五年連続のマイナスイシューリングにより、依然として無責任な縮小均衡型予算にとどまっている点であります。

構造不況に加え、円高不況のダブルパンチによつてもたらされました我が国経済の失速、雇用危機という深刻な非常事態を無視したものであり、政府の無策を如実に示したものと厳しく批判せざるを得ないのであります。また、このことは現実の経済の实情に即した政策のビジョンを欠いたいわば欠陥予算であり、国民生活を圧迫し、企業の活力を損ね、日本経済の一層の悪化を招くことは必至であります。

そしてまた、昭和六十五年赤字国債脱却の目標も完全に破綻しており、政府の財政再建がいかに名目だけのものではあつたかが明らかになるのであります。歳出の最大ものは国債費であり、実に十一兆三千三百三十五億円にも達しており、これに比べて、社会保障費は十兆八百九十六億円、公共事業費は六兆八百二十四億円、文教科学振興費は四兆八千九百九十七億円でありまして、いかに国債費が巨額に上つてゐるかが理解できるものであります。

また、歳入面におきましても、国債発行額は十兆五千十億円であり、六十二年度末の国債残高は約百五十二兆円にも達するのであります。国債の発行の減額は、目標の一兆三千億円を大幅に下回る四千四百五十億円にとどまつております。

次に、反対する第二の理由は、予算案に国民大衆増税たる売上税の導入、マル優制度廃止が盛り込まれてゐる点であります。

売上税等の大衆増税をもくろんだ政府の税制改革案は事実上廃案となりましたが、公約を破り、なし崩し的に悪税を導入しようとした強硬なやり方に対し、不満を表明しないわけにはまいりません。

総理は、中堅所得者層に厚い減税を断行すると公約されましたが、減税どころか、逆に増税となる案を打ち出したことは、およそ公平な税制改革とはかけ離れてゐると評価せざるを得ません。我が党の試算によりますと、政府・自民党の改革案が実現された場合、夫婦子供二人の標準世帯につ

いて、年収七百万円以下なら増税になるとの結論が出ております。しかるに政府当局は、法人税で全額個人に還元するというおおよそあり得ない条件を定めて、全世界が減税になるという宣伝を行つたのであります。

また、本当中堅所得者に厚い減税を実施するのなら、住宅、教育などの政策減税の拡充が必至と考へるのであります。政府・自民党が進めようとする税制改革では政策減税は全くおぼろぎにされておりました。

いずれにいたしましても、政府・自民党が行おうとした税制改革は、国民が期待してゐる不公平税制の是正にはほとんど手をつけないうまま、財政局が企図する財源確保のみを念頭に置いていた点では、シャウプ勧告以来の抜本改革に値するものとは到底言いがたいものとなっております。

反対する第三の理由は、行政改革に對します真剣な姿勢が見られないこととあります。

行革はまだ道半ばであり、これからがまさに本番であるにもかかわらず、国鉄等の改革を除いては満足すべきものが実行されてゐるとはお世辞にも言えない状況であります。

補助金の統廃合、公務員定数削減による総人件費の抑制、地方出先機関の整理など極めて不十分にししか実施されておられません。大規模行革審が設けられてゐる以上、政府は本格的な行政改革を断行するよう強く求めるものであります。

反対する第四の理由は、教育、福祉に對する切り捨てが盛り込まれてゐる点であります。

政府管掌健康保険事業にかかわる一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れ特例は、安易な財源確保措置であり、断固反対するものであります。政管健保の財政決算が黒字に転じたことで、本来ならば積立金として被保険者に還元すべきものを、国家財政の単なる数字合わせのために一般会計からの繰入額を一千三百五十億円減額することは、福祉を重視する我が党にとりまして到底認められるものではありません。

また、昭和六十年年度から昭和六十二年年度の三年間で総額二兆六千九百億円の地方債へのツケ回しが行われることは、余りにもずさんな財政のつじつま合わせと批判されて当然であると考へます。

さらに、国立立大学学費の値上げ等、教育に對する負担増につながる措置が盛り込まれてゐることも問題であります。

反対の第五の理由は、円高不況、雇用不安に對する政策が小手先だけのものであり、実効のある内容とはなつていない点であります。

政府の無為無策な為替外交の失敗によつてもたらされた一ドル百四十円前後という余りにも急激な円高であり、このことが我が国経済の危機を一層深刻なものにしたことは極めて明白な事実であります。このような事態を招いた政府の責任は極めて重大であります。にもかかわらず、円高及び雇用危機に對して十全な措置が講じられていないことに、私は極めて遺憾の意を表明するものであります。円高不況によつて職を追われた中高年層者、これらの人々ばかりで我が国の高度経済成長の主役となり、今日の日本の繁栄の礎を築いた人々であり、今は塗炭の苦しみにあえぎ、その日一日の生活さえ見通しがつかない惨状に追い込まれておられます。このような人々に報いることこそが今一番政治に求められることではありませんか。しかし、政府は傍観者としての立場を取り続けるばかりで、何ら有効な対策を実施しようとはしないのであります。

反対の最後の理由は、貿易摩擦解消に對し何ら実効的な措置が講じられていない点であります。

貿易摩擦も激化の一途をたどり、先日の日米首脳会談、OECD閣僚理事会の結果を見ましても、我が国は世界各国から内需拡大を強く迫られ、その早期実施が求められておられます。内需拡大に加えて、産業構造の転換も国際公約としての急務となつてゐるのであります。この予算案では公約達成に十分とは到底言いかねるものであると考へます。

以上、昭和六十二年年度予算案に反對する主な理由を申し上げましたが、一口で言へば、六十二年年度予算案は、この非常事態に對処しようとする哲学というものを欠いた欠陥予算と断ぜざるを得ません。このような欠陥予算は、多くの国民の期待を裏切り、内外ともに満足すべき評価を得られるものではありません。無責任とも言うべき緊縮予算では、政府公約の実質三・五%の達成は全く不可能であり、二%台はおろか、最悪の場合は一%台の成長に陥る危険性があることを強調いたしました。私の反對討論を終わります。(拍手)

○議長(藤田正明君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(藤田正明君) これより三案を一括して採決いたします。

表決は記名投票をもつて行います。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(藤田正明君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(藤田正明君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場開鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(藤田正明君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十二票
 白色票 百三十九票
 青色票 百三票

よつて、三案は可決されました。(拍手)

昭和六十二年五月二十日 参議院會議録第十一号 昭和六十二年度一般会計予算外二件 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律案

賛成者(白色票)氏名

- 青木 幹雄君
- 井上 孝君
- 伊江 朝雄君
- 石井 道子君
- 板垣 正君
- 岩崎 純三君
- 上杉 光弘君
- 浦田 勝君
- 遠藤 政夫君
- 大河原太一郎君
- 大島 友治君
- 大塚清次郎君
- 岡田 広君
- 岡部 三郎君
- 加藤 武徳君
- 梶木 又三君
- 金丸 三郎君
- 河本嘉久蔵君
- 木村 陸男君
- 久世 公麿君
- 香掛 哲男君
- 倉田 寛之君
- 古賀雷四郎君
- 佐々木 満君
- 斎藤 三郎君
- 斎藤 文夫君
- 坂元 親男君
- 山東 昭子君
- 志村 哲良君
- 下稻葉耕吉君
- 杉元 恒雄君
- 鈴木 省吾君
- 世耕 政隆君
- 曾根田郁夫君
- 田沢 智治君
- 田中 正巳君
- 高木 正明君
- 百三十九名
- 井上 吉夫君
- 井上 裕君
- 石井 一二君
- 石本 茂君
- 岩上 二郎君
- 岩本 政光君
- 植木 光教君
- 遠藤 要君
- 小野 清子君
- 大木 浩君
- 大城 眞順君
- 大浜 方栄君
- 岡野 裕君
- 長田 裕二君
- 海江田鶴造君
- 梶原 清君
- 川原新次郎君
- 木宮 和彦君
- 北 修二君
- 工藤万砂美君
- 熊谷太三郎君
- 小島 静馬君
- 後藤 正夫君
- 佐藤栄佐久君
- 斎藤 十朗君
- 坂野 重信君
- 沢田 一精君
- 志村 愛子君
- 嶋崎 均君
- 下条進一郎君
- 杉山 令嬢君
- 鈴木 貞敏君
- 関口 恵造君
- 添田増太郎君
- 田代由紀男君
- 田辺 哲夫君
- 高橋 清孝君

反対者(青色票)氏名

- 青木 新次君
- 秋山 長造君
- 一井 淳治君
- 赤桐 操君
- 穂山 篤君
- 糸久八重子君

- 高平 公友君
- 谷川 寛三君
- 出口 廣光君
- 徳永 正利君
- 中曾根弘文君
- 中村 太郎君
- 永田 良雄君
- 成相 善十君
- 野沢 太三君
- 服部 安司君
- 鳩山威一郎君
- 林 寛子君
- 林田悠紀夫君
- 松垣徳太郎君
- 福田 宏一君
- 藤井 孝男君
- 降矢 敬義君
- 堀内 俊夫君
- 真鍋 賢二君
- 前田 勲男君
- 松浦 功君
- 松尾 官平君
- 三池 信君
- 宮崎 秀樹君
- 宮島 澁君
- 向山 一人君
- 最上 進君
- 守住 有信君
- 森田 重郎君
- 矢野俊比古君
- 山崎 竜男君
- 吉川 博君
- 吉村 眞事君
- 竹山 裕君
- 土屋 義彦君
- 寺内 弘子君
- 名尾 良孝君
- 中西 一郎君
- 仲川 幸男君
- 永野 茂門君
- 西村 尚治君
- 長谷川 信君
- 初村滝一郎君
- 林 健太郎君
- 林 連君
- 原 文兵衛君
- 平井 卓志君
- 福田 幸弘君
- 藤野 賢二君
- 星 長治君
- 堀江 正夫君
- 前島英三郎君
- 増岡 康治君
- 松浦 孝治君
- 松岡滿壽男君
- 水谷 力君
- 宮澤 弘君
- 宮田 輝君
- 村上 正邦君
- 本村 和喜君
- 森下 泰君
- 森山 眞司君
- 柳川 覺治君
- 山内 一郎君
- 吉川 芳男君
- 稲村 稔夫君
- 小川 仁一君
- 及川 一夫君
- 大森 昭君
- 粕谷 照美君
- 久保田真田君
- 佐藤 三五君
- 菅野 久光君
- 田淵 勲二君
- 千葉 景子君
- 中村 哲君
- 浜本 万三君
- 松前 達郎君
- 丸谷 金保君
- 本岡 昭次君
- 安恒 良一君
- 山口 哲夫君
- 渡辺 四郎君
- 猪熊 重二君
- 太田 淳夫君
- 刈田 貞子君
- 田代富士男君
- 高木健太郎君
- 鶴岡 洋君
- 中野 明君
- 馬場 富君
- 広中和歌子君
- 三木 忠雄君
- 矢原 秀男君
- 諫山 博君
- 上田耕一郎君
- 神谷信之助君
- 近藤 忠孝君
- 立木 洋君
- 橋本 敦君
- 山中 郁子君
- 吉川 春子君
- 勝木 健司君
- 上野 雄文君
- 小野 明君
- 大木 正吾君
- 梶原 敬義君
- 久保 亘君
- 小山 一平君
- 志苦 裕君
- 鈴木 和美君
- 高杉 勉忠君
- 対馬 孝且君
- 野田 哲君
- 福岡 知之君
- 松本 英一君
- 村沢 牧君
- 矢田部 理君
- 安永 英雄君
- 山本 正和君
- 飯田 忠雄君
- 及川 順郎君
- 片上 公人君
- 塩出 啓典君
- 多田 省吾君
- 高桑 栄松君
- 中西 珠子君
- 中野 鉄造君
- 原田 立君
- 伏見 康治君
- 峯山 昭範君
- 和田 教美君
- 市川 正一君
- 小笠原貞子君
- 省脱タケ子君
- 下田 京子君
- 内藤 功君
- 宮本 顕治君
- 吉岡 吉典君
- 井上 計君
- 栗林 卓司君

二五二

- 小西 博行君
- 関 嘉彦君
- 拔山 映子君
- 藤井 恒男君
- 山田 勇君
- 田 英夫君
- 青島 幸男君
- 下村 泰君
- 木本平八郎君
- 瀬谷 英行君
- 山田耕三郎君
- 三治 重信君
- 田淵 哲也君
- 橋本孝一郎君
- 柳澤 鍊造君
- 秋山 肇君
- 野末 陳平君
- 喜屋武眞榮君
- 青木 茂君
- 平野 清君
- 西川 潔君

○議長(藤田正明君) 日程第一 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長井上裕君。

審査報告書

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月十四日

大蔵委員長 井上 裕

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、金本位制度を前提とする貨幣法が制定された当時と現在では通貨制度が大きく変化していることにかんがみ、我が国通貨制度の現状に即して、通貨の額面価格の単位等について定めるとともに、貨幣の製造及び発行、貨幣の種類等に関し必要な事項を定めるほか、最近の国民の記念貨幣等に対する需要にかんがみ、記念貨幣等の販売を行うため所要の措置を

講じようとするものであつて、**適切な措置と認める。**

一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律案
右
昭和三十二年三月二十六日
内閣総理大臣 中曾根康弘

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律案
通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律案

第一条 この法律は、通貨の額面価格の単位等について定めるとともに、貨幣の製造及び発行、貨幣の種類等に関し必要な事項を定めるものとする。

(通貨の額面価格の単位等)
第二条 通貨の額面価格の単位は円とし、その額面価格は一円の整数倍とする。

2 一円未満の金額の計算単位は、銭及び厘とする。この場合において、銭は円の百分の一をい

い、厘は銭の十分の一をいう。

3 第一項に規定する通貨とは、貨幣及び日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十九条第一項の規定により日本銀行が発行する銀行券をいう。

(債務の支払金の端数計算)

第三条 債務の弁済を現金の支払により行う場合において、その支払うべき金額(数個の債務の弁済を同時に現金の支払により行う場合においては、その支払うべき金額の合計額)に五十銭未満の端数があるとき、又はその支払うべき金額の全額が五十銭未満であるときは、その端数金額又は支払うべき金額の全額を切り捨てて計算するものとし、その支払うべき金額に五十銭以上一円未満の端数があるとき、又はその支払

うべき金額の全額が五十銭以上一円未満であるときは、その端数金額又は支払うべき金額の全額を一円として計算するものとする。ただし、特約がある場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、国及び公庫等(国等の債権債務等)の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)に規定する国及び公庫等をいう。が収納し、又は支払う場合においては、適用しない。

(貨幣の製造及び発行)
第四条 貨幣の製造及び発行の権能は、政府に属する。

2 貨幣の発行は、大蔵大臣の定めるところにより、日本銀行に製造済の貨幣を交付することに

より行う。
(貨幣の種類)
第五条 貨幣の種類は、五百円、百円、五十円、十円、五円及び一円の六種類とする。

2 国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行する貨幣(以下この項及び第十条第一項において「記念貨幣」という。)の発行枚数は、記念貨幣ごとに政令で定める。

(貨幣の素材等)
第六条 貨幣の素材、品位、量目及び形式は、政令で定める。

(法貨としての通用限度)
第七条 貨幣は、額面価格の二十倍までを限り、法貨として通用する。

(磨損貨幣等の引換え)
第八条 政府は、磨損その他の事由により流通に不適当となつた貨幣を、額面価格で、手数料を徴取することなく、大蔵省令で定めるところにより、第二項第一項に規定する通貨と引き換えるものとする。

(貨幣の無効)
第九条 貨幣で、その模様の認識が困難なもの又は著しく量目が減少したものは、無効とする。

(貨幣の販売)
第十条 政府は、次に掲げる貨幣を販売することができる。

一 その素材に貴金属を含む記念貨幣のうち、その製造に要する費用がその額面価格を超えるものその他大蔵大臣が指定するもの
二 特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせた貨幣

2 前項各号に掲げる貨幣の販売価格は、当該貨幣の製造に要する費用及び当該貨幣の額面価格を下回らない範囲で、当該貨幣の発行枚数及び需要動向を勘案し、政令で定める。

3 政府は、第一項各号に掲げる貨幣以外の貨幣で容器に組み入れられたものを実費により販売することができる。

4 日本銀行は、第一項又は前項の規定により販売の用に供する貨幣を、大蔵大臣の定めるところにより、政府に交付しなければならない。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(通用を禁止した貨幣紙幣の引換えに関する件等の廃止)
第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 通用を禁止した貨幣紙幣の引換えに関する件(明治二十三年法律第十三号)

二 貨幣法(明治三十年法律第十六号)

三 臨時通貨法(昭和十三年法律第八十六号)

四 小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律(昭和二十八年法律第六十号)

五 オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律(昭和三十三年法律第六十二号)

六 天皇陛下御在位六十年記念のための十万円

及び一萬円の臨時補助貨幣の発行に関する法律(昭和六十一年法律第三十八号)

(旧金貨幣の引換え)
第三条 前条第二号の規定による廃止前の貨幣法(以下「旧貨幣法」という。)の規定により政府が発行した金貨幣及び旧貨幣法第十五条の規定により通用を認められた金貨幣は、昭和六十三年四月一日以後次条から附則第六条までの規定により引き換えるものとする。

第四条 前条に規定する金貨幣(以下附則第七条までにおいて「旧金貨幣」という。)を所持する者は、昭和六十三年四月一日から同年九月三十日まで(やむを得ない事由がある場合であつて政令で定める場合)については、政令で定める期間内に、その所持する旧金貨幣を、旧貨幣法の規定により政府が発行した旧金貨幣についてはその額面価格で、旧貨幣法第十五条の規定により通用を認められた旧金貨幣についてはその額面価格の二倍で、第二項第一項に規定する通貨と引き換えることを請求することができる。

第五条 旧金貨幣の引換えについては、旧金貨幣を造幣局特別会計法(昭和二十五年法律第六十三号)第十八条第二項及び第三項に規定する貨幣とみなして、同条第二項から第四項までの規定を適用する。

第六条 旧金貨幣の引換えに関する事務は、大蔵省令で定めるところにより、日本銀行が行い、その事務に要する経費は日本銀行が負担する。

第七条 日本銀行は、大蔵省令で定める手続により、前三条の規定による旧金貨幣の引換えに関する報告書で大蔵大臣に提出しなければならない。

(貨幣とみなす臨時補助貨幣)
第八条 附則第二条第三号の規定による廃止前の臨時通貨法(以下「旧臨時通貨法」という。)の規定により政府が発行した臨時補助貨幣のうち同条第四号の規定による廃止前の小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律(以下「旧小

昭和六十二年五月二十日 参議院會議録第十一号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律案

総合保養地域整備法案

二五四

額通貨整理法」という。)の規定により通用を禁止された当該臨時補助貨幣以外のもの、同条第五号の規定による廃止前のオリビック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律の規定により政府が発行した臨時補助貨幣及び同条第六号の規定による廃止前の天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一百万円の臨時補助貨幣の発行に関する法律の規定により政府が発行した臨時補助貨幣は、この法律の規定により政府が発行した貨幣とみなす。

第九條 旧臨時通貨法第六條第一項に規定する小額紙幣の引換準備については、なお従前の例による。
(小額紙幣の引換準備に関する経過措置)

第十條 旧小額通貨整理法第二條第四項に規定する小額通貨(旧小額通貨整理法附則第三項の規定により旧小額通貨整理法第二條第二項に規定する小額紙幣とみなされたものを含む)の旧小額通貨整理法第三條第二項及び第四條から第八條までの規定による引換え及びこれに係る手続については、なお従前の例による。
(簡易生命保険契約の保険料の払込方法等に関する経過措置)

第十一條 旧小額通貨整理法附則第五項に規定する昭和二十一年九月三十日以前に効力が発生した簡易生命保険契約の保険料の払込方法及び旧小額通貨整理法附則第六項に規定する当該保険料の払込金額の端数計算については、なお従前の例による。
(日本銀行法の一部改正)

第十二條 日本銀行法の一部を次のように改正する。
第七十五條及び第七十六條を次のように改める。
第七十五條及び第七十六條 削除
(造幣局特別会計法の一部改正)

第十三條 造幣局特別会計法の一部を次のように改正する。

目次中「補助貨幣回収準備資金」を「貨幣回収準備資金」に改める。

第二章中「章はい」を「章はい」に改め、「製造」の下に、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和六十二年法律第 号)第十條第一項及び第三項の規定による貨幣の販売」を加える。

第九條中「補助貨幣(貨幣法(明治三十年法律第十六號)第三條に規定する貨幣で金貨幣以外のもの及び臨時通貨法(昭和十三年法律第八十六號)第二條に規定する臨時補助貨幣をいう。以下同じ。)」を「貨幣」に、「補助貨幣回収準備資金」を「貨幣回収準備資金」に改める。
第十條第五項中「補助貨幣回収準備資金」を「貨幣回収準備資金」に改める。
第十一條第三項中「物品の下に(販売の用に供する貨幣を含む。)」を加え、同條第四項中「現金」の下に、「前項に規定する貨幣を除く。」を加える。

第十五條第三項中「補助貨幣回収準備資金」を「貨幣回収準備資金」に、「払出」を「払出し」に改める。
第十七條の二の見出し中「組入」を「組入れ」に改め、同條第一項中「補助貨幣」を「貨幣」に、「補助貨幣回収準備資金」を「貨幣回収準備資金」に改める。

第三章 貨幣回収準備資金
第十八條第一項中「補助貨幣回収準備資金」を「貨幣回収準備資金」に改め、同條第二項中「補助貨幣」を「貨幣」に、「引換え」を「引換え」に改める。
第十八條の二第二項、第十八條の四及び第十九條の二中「補助貨幣」を「貨幣」に改める。
第二十四條第二項中「左の」を「次の」に、「添付」を「添付」に改め、同項第二号中「前前年度」

を「前々年度」に、「補助貨幣回収準備資金」を「貨幣回収準備資金」に、「補助貨幣製造事業実績表」を「貨幣製造事業実績表」に改め、同項第三号中「補助貨幣回収準備資金」を「貨幣回収準備資金」に、「補助貨幣製造事業予定計画表」を「貨幣製造事業予定計画表」に改め、同項第四号中「見込」を「見込み」に改める。
第二十六條の見出し中「作製」を「作成」に改め、同條中「補助貨幣回収準備資金」を「貨幣回収準備資金」に、「補助貨幣製造事業実績表」を「貨幣製造事業実績表」に、「作成」を「作成」に改める。
第三十一條第二項中「左の」を「次の」に、「添付」を「添付」に改め、同項第二号中「補助貨幣回収準備資金」を「貨幣回収準備資金」に、「補助貨幣製造事業実績表」を「貨幣製造事業実績表」に改める。
第三十四條の次に次の一條を加える。
(販売用貨幣の管理)
第三十四條の二 販売の用に供する貨幣は、物品管理法(昭和三十一年法律第百二十三號)第二條第一項の規定にかかわらず、同項に規定する物品とみなして、同法の規定を適用する。
(補助貨幣損傷等取締法の一部改正)
第十四條 補助貨幣損傷等取締法(昭和二十二年法律第百四十八號)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
貨幣損傷等取締法
本則第一項及び第二項中「補助貨幣」を「貨幣」に改め、本則第三項中「二万円」を「二十万円」に改める。
(大蔵省設置法の一部改正)
第十五條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四號)の一部を次のように改正する。
第四條第百二十二号中「製造」の下に、「記念貨幣等を販売し」を加える。
第五條第百二十九号中「旧貨幣」を「記念貨幣等

を販売し、並びに旧貨幣等」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)
第十六條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔井上裕君登壇、拍手〕
○井上裕君 たいま議題となりました通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
本法律案は、金本位制度を前提とする貨幣法をもとに構成されている現行通貨法体系が、管理通貨制度に移行している我が国の通貨制度の現状に即応しない面があること等にかんがみ、貨幣法等を廃止し、通貨の単位、貨幣の製造、発行等に関する必要な事項を定める等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は會議録に譲ります。
質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(藤田正明君) 日程第二 総合保養地域整備法案(内閣提出)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。建設委員長鈴木和美君。

審査報告書

総合保養地域整備法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月十四日

建設委員長 鈴木 和美

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の余暇活動に対する国民の需要の増大と多様化に対応して、すぐれた自然条件の中で滞在しつつスポーツ、教養文化活動、休養等の多様な活動を行うことができる地域の整備を民間事業者の能力の活用を重点と置きつつ総合的に進めるため、基本方針、基本構想の策定等を行うとともに、施設の整備に係る助成等その円滑な実施のための所要の措置を定めるものであつて、おおむね妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律案のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、ゆとりある国民生活の実現を図るため、労働時間の短縮等余暇時間増大の施策を積極的に推進すること。

二、総合保養地域の円滑かつ効率的な整備を図るため、関係行政機関の緊密な連絡体制を確立すること。

三、地域の設定及び整備に当たつては、地元の実情をふまへ弾力的に対処するよう努めるとともに、地元自治体の自主性を尊重すること。

四、地域の設定及び整備に当たつては、土地利用の適正化に努めるとともに、地価対策に万全を期すること。

五、地域の整備に当たつては、自然環境の保全との調和に十分配慮するとともに、生活環境対策に努めると。

六、国民保養地にふさわしい良質な施設の整備に努めるとともに、適正な料金で利用できるよう十分配慮すること。
右決議する。

総合保養地域整備法案

右国会に提出する。

昭和六十二年三月二十五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

総合保養地域整備法案

総合保養地域整備法

(目的)

第一条 この法律は、良好な自然条件を有する土地を含む相当規模の地域である等の要件を備えた地域について、国民が余暇等を利用して滞在しつつ行うスポーツ、レクリエーション、教養文化活動、休養、集会等の多様な活動に資するための総合的な機能の整備を民間事業者の能力の活用を重点と置きつつ促進する措置を講ずることにより、ゆとりある国民生活のための利便の増進並びに当該地域及びその周辺の地域の振興を図り、もつて国民の福祉の向上並びに国土及び国民経済の均衡ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定施設」とは、次に掲げる施設(政令で定める公共施設であるものを除く)であつて前条に規定する活動のために必要なものをいう。
一 スポーツ又はレクリエーション施設

二 教養文化施設

三 休養施設

四 集会施設

五 宿泊施設

六 交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。第五条第二項第四号において同じ。)

七 販売施設

八 熱供給施設、食品供給施設、汚水共同処理施設その他の滞在者の利便の増進に資する施設

2 この法律において「特定民間施設」とは、特定施設であつて民間事業者が設置及び運営をするものをいう。

(地域)

第三条 この法律による第一条に規定する整備を促進するための措置は、次の各号に掲げる要件に該当する地域について講じられるものとする。

一 良好な自然条件を有する土地を含み、かつ、特定施設の総合的な整備を行うことができる相当規模の地域であること。

二 自然的経済的社会的条件からみて一体として第一条に規定する整備を図ることが相当と認められる地域であること。

三 特定施設の用に供する土地の確保が容易であること。

四 産業及び人口の集積の程度が著しく高い地域であつて政令で定めるもの以外の地域であること。

五 特定民間施設の整備の状況及び見込み並びに国民の利用上必要な立地条件からみて相当程度の特定民間施設の整備が確実と見込まれる地域であること。

(基本方針)

第四条 国土庁長官、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣(以下「主務大臣」という。)は、前条各号に掲げる要件に

該当する地域についての第一条に規定する整備に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次の各号に掲げる事項につき、次条第一項の基本構想の指針となるべきものを定めるものとする。

一 第一条に規定する整備に関する基本的な事項

二 第一条に規定する整備を行おうとする地域(以下「特定地域」という。)の設定に関する事項

三 特定地域のうち、特定施設の整備を特に促進することが適当と認められる地区(以下「重点整備地区」という。)の設定に関する事項

四 特定施設の設置及び特定民間施設の運営に関する事項

五 公共施設(特定施設であるものを除く。以下同じ。)の整備の方針に関する事項

六 第一条に規定する整備の一環として推進すべき産業の振興に関する事項

七 自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和、居住機能との調和、観光業の健全な発展、地価の安定その他第一条に規定する整備に際し配慮すべき重要事項

8 主務大臣は、基本方針を作成するに当たつては、あらかじめ、第一条に規定する整備に関する学習活動の推進を図る見地からの文部大臣の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定めようとするときは、環境庁長官その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 主務大臣は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(基本構想の承認)

第五條 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県内の地域であつて第三号各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、第一条に規定する整備に関する基本構想(以下「基本構想」といふ)を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。

二 基本構想においては、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定地域の区域

二 第一条に規定する整備の方針に関する事項

三 重点整備地区の区域及び当該区域ごとの整備の方針に関する事項

四 重点整備地区において整備されるべき特定民間施設(重点整備地区を連絡する特定民間施設である交通施設を含む。)の種類、位置、規模、機能及び運営に関する基本的な事項並びに特定民間施設以外の特定施設(重点整備地区間を連絡する特定施設である交通施設を含む。)の設置に関する基本的な事項

五 公共施設の整備の方針に関する事項

六 第一条に規定する整備の一環として推進すべき産業の振興に関する事項

七 特定施設及び公共施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

八 自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和、居住機能との調和、観光業の健全な発展、地価の安定その他第一条に規定する整備に際し配慮すべき事項

三 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。

四 主務大臣は、基本構想が次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 その基本構想に係る地域が第三号各号に掲げる要件に該当し、かつ、基本方針に適合するものであること。

二 第二項第二号から第八号までに掲げる事項にあつては、基本方針に適合するものであること。

三 その基本構想に係る第一条に規定する整備が当該特定地域及びその周辺の地域に対して適切な経済的効果を及ぼすものであること。

四 その他基本方針に照らして適切なものであること。

五 主務大臣は、基本構想につき前項の規定による承認をしようとするときは、環境庁長官その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

六 都道府県は、基本構想が第四項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本構想の変更)

第六條 都道府県は、前条第四項の規定による承認を受けた基本構想を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

七 前条第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

(基本構想の実施等)

第七條 都道府県は、関係民間事業者の能力を活用しつゝ、第一条に規定する整備を第五条第四項の規定による承認を受けた基本構想(前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認基本構想」といふ。)に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。

八 文部大臣は、承認基本構想の円滑な実施の促進のため、関係地方公共団体に對し、スポーツ若しくは文化の振興又は社会教育に係る学習活動の推進を図る見地から必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

九 前項に定めるもののほか、主務大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、承認基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

二 第二項第二号から第八号までに掲げる事項にあつては、基本方針に適合するものであること。

三 その基本構想に係る第一条に規定する整備が当該特定地域及びその周辺の地域に対して適切な経済的効果を及ぼすものであること。

四 その他基本方針に照らして適切なものであること。

五 主務大臣は、基本構想につき前項の規定による承認をしようとするときは、環境庁長官その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

六 都道府県は、基本構想が第四項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(課税の特例)

第八條 承認基本構想に従つて重点整備地区内で特定民間施設の設置を行う者が設置をした当該施設については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、特別償却をすることができる。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第九條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六條第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、重点整備地区内において第二条第一項第一号から第四号までに掲げる施設に該当する特定民間施設その他政令で定める特定民間施設のうち自治省令で定めるものを承認基本構想に従つて設置した者について、当該特定民間施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に對する不動産取得税又は当該特定民間施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に對する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合において、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限り、このうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(資金の確保)

第十條 国及び地方公共団体(港務局を含む。次条、第十二条並びに第十三条第一項及び第三項

において同じ)は、特定民間施設の設置を行う者が承認基本構想に従つて行う当該施設の設置又は当該施設の用に供する土地の取得若しくは造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。

(公共施設の整備)

第十一條 国及び地方公共団体は、承認基本構想を達成するために必要な公共施設の整備の促進に努めなければならない。

(国等の援助)

第十二條 国及び地方公共団体は、承認基本構想の達成に資するため、承認基本構想に基づき特定民間施設の設置及び運営を行う者に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

(地方公共団体による助成等)

第十三條 地方公共団体は、承認基本構想に基づき民間事業者の能力を活用しつゝ第一条に規定する整備を促進するため必要があると認めるときは、当該民間事業者に對して出資、補助その他の助成をすることができる。

第十四條 地方公共団体が前項の助成を行おうとする場合において、当該助成が特定民間施設の設置又は当該施設の用に供する土地の取得若しくは造成に係るものであるときは、当該助成に要する経費であつて地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五條第一項各号に規定する経費に該当しないもの(次項において「特定経費」といふ。)は、同条第一項第五号に規定する経費とみなす。

第十五條 地方公共団体が承認基本構想を達成するために行う事業に要する経費であつて特定経費以外のものであつて特定経費であつて重点整備地区の整備に資する中核的施設に係るものに充てるため

に起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第十六條 国及び地方公共団体(港務局を含む。次条、第十二条並びに第十三条第一項及び第三項

において同じ)は、特定民間施設の設置を行う者が承認基本構想に従つて行う当該施設の設置又は当該施設の用に供する土地の取得若しくは造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。

(公共施設の整備)

第十一條 国及び地方公共団体は、承認基本構想を達成するために必要な公共施設の整備の促進に努めなければならない。

(国等の援助)

第十二條 国及び地方公共団体は、承認基本構想の達成に資するため、承認基本構想に基づき特定民間施設の設置及び運営を行う者に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

(地方公共団体による助成等)

第十三條 地方公共団体は、承認基本構想に基づき民間事業者の能力を活用しつゝ第一条に規定する整備を促進するため必要があると認めるときは、当該民間事業者に對して出資、補助その他の助成をすることができる。

第十四條 地方公共団体が前項の助成を行おうとする場合において、当該助成が特定民間施設の設置又は当該施設の用に供する土地の取得若しくは造成に係るものであるときは、当該助成に要する経費であつて地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五條第一項各号に規定する経費に該当しないもの(次項において「特定経費」といふ。)は、同条第一項第五号に規定する経費とみなす。

第十五條 地方公共団体が承認基本構想を達成するために行う事業に要する経費であつて特定経費以外のものであつて特定経費であつて重点整備地区の整備に資する中核的施設に係るものに充てるため

に起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第十六條 国及び地方公共団体(港務局を含む。次条、第十二条並びに第十三条第一項及び第三項

において同じ)は、特定民間施設の設置を行う者が承認基本構想に従つて行う当該施設の設置又は当該施設の用に供する土地の取得若しくは造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。

(公共施設の整備)

第十一條 国及び地方公共団体は、承認基本構想を達成するために必要な公共施設の整備の促進に努めなければならない。

(国等の援助)

第十二條 国及び地方公共団体は、承認基本構想の達成に資するため、承認基本構想に基づき特定民間施設の設置及び運営を行う者に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

(地方公共団体による助成等)

第十三條 地方公共団体は、承認基本構想に基づき民間事業者の能力を活用しつゝ第一条に規定する整備を促進するため必要があると認めるときは、当該民間事業者に對して出資、補助その他の助成をすることができる。

第十四條 地方公共団体が前項の助成を行おうとする場合において、当該助成が特定民間施設の設置又は当該施設の用に供する土地の取得若しくは造成に係るものであるときは、当該助成に要する経費であつて地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五條第一項各号に規定する経費に該当しないもの(次項において「特定経費」といふ。)は、同条第一項第五号に規定する経費とみなす。

第十五條 地方公共団体が承認基本構想を達成するために行う事業に要する経費であつて特定経費以外のものであつて特定経費であつて重点整備地区の整備に資する中核的施設に係るものに充てるため

に起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第十六條 国及び地方公共団体(港務局を含む。次条、第十二条並びに第十三条第一項及び第三項

において同じ)は、特定民間施設の設置を行う者が承認基本構想に従つて行う当該施設の設置又は当該施設の用に供する土地の取得若しくは造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。

(公共施設の整備)

第十一條 国及び地方公共団体は、承認基本構想を達成するために必要な公共施設の整備の促進に努めなければならない。

(国等の援助)

第十二條 国及び地方公共団体は、承認基本構想の達成に資するため、承認基本構想に基づき特定民間施設の設置及び運営を行う者に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

(地方公共団体による助成等)

第十三條 地方公共団体は、承認基本構想に基づき民間事業者の能力を活用しつゝ第一条に規定する整備を促進するため必要があると認めるときは、当該民間事業者に對して出資、補助その他の助成をすることができる。

第十四條 地方公共団体が前項の助成を行おうとする場合において、当該助成が特定民間施設の設置又は当該施設の用に供する土地の取得若しくは造成に係るものであるときは、当該助成に要する経費であつて地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五條第一項各号に規定する経費に該当しないもの(次項において「特定経費」といふ。)は、同条第一項第五号に規定する経費とみなす。

第十五條 地方公共団体が承認基本構想を達成するために行う事業に要する経費であつて特定経費以外のものであつて特定経費であつて重点整備地区の整備に資する中核的施設に係るものに充てるため

(農地法等による処分についての配慮)

第十四条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、重点整備地区内の土地を承認基本構想に定める特定民間施設の用に供するため、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該重点整備地区における当該施設の設置の促進を図られるよう適切な配慮をするものとする。

(国有林野の活用等)

第十五条 国は、承認基本構想の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

2 港湾管理者(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第五十六条第一項に規定する都道府県知事を含む。)は、重点整備地区に係る港湾において承認基本構想に定める特定施設の設置の促進を図られるよう当該港湾に係る水域の利用について適切な配慮をするものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(租税特別措置法の一部改正)

第二条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第四十四条の三の次に次の一条を加える。

(特定余暇利用施設の特別償却)

第四十四条の四 青色申告書を提出する法人が、総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第 号)第七條第一項に規定する承認基本構想であつて昭和六十四年三月三十一日までに同法第五條第四項に規定する承認(同法第六條第一項に規定する承認を含む。)を受けたものにおいて定められた同法第四條第二項第三号に規定する重点整備地区の区域内にお

いて、同法第五條第四項に規定する承認の日から五年以内の期間で政令で定める期間内に、当該承認基本構想において定められた同法第二條第二項に規定する特定民間施設に含まれる建設及びその附属設備並びに構築物のうち政令で定めるものでその建設の後事業の用に供されたことのないもの(以下この項において「特定余暇利用施設」という。)を取得し、又は特定余暇利用施設を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合に、その用に供した日を含む事業年度の当該特定余暇利用施設(第四十三條から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の償却限度額は、法人税法第三十一條第一項の規定にかかわらず、当該特定余暇利用施設の普通償却限度額と特別償却限度額(当該特定余暇利用施設の取得価額の百分の十三に相当する金額をいう。)との合計額とする。

2 第四十三條第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法の一部を次のように改正する。第五百八十六條第二項第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第 号)第四條第二項第三号に規定する重点整備地区において、同法第七條第一項に規定する承認基本構想に従つて同法第二條第二項に規定する特定民間施設の用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

附則第三十二條の三第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の表の下欄中「第七項まで」を「第八項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の

次に次の一項を加える。

8 指定都市等は、事業所用家屋で総合保養地域整備法第四條第二項第三号に規定する重点整備地区において同法第七條第一項に規定する承認基本構想(昭和六十四年三月三十一日までに同法第五條第四項の規定による承認(同法第六條第一項の規定による承認を含む。)を受けたものに限る。)に従つて設置された同法第二條第二項に規定する特定民間施設で政令で定めるものに係るものの新築で当該特定民間施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新増設事業所床面積に対しては、当該新築が当該承認基本構想に係る同法第五條第四項の規定による承認を受けた日から五年を経過する日までの間に行われたときに限り、第七百一條の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合において、第七百一條の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二條の三の二第八項を同条第九項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前条第八項に規定する特定民間施設に係る事業所等において行つた事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該特定民間施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該特定民間施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該特定民間施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一條の三十四(事業に係る事業所税に關する部分に限る。))の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。から当該特定民間施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積

を控除するものとする。この場合において、第七百一條の四十一第八項の規定を準用する。

附則第三十八條第十一項中「附則第三十二條の三第八項」を「附則第三十二條の三第九項」に、「第七項」を「第八項」に改める。
(国土庁設置法の一部改正)

第四条 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四條中第二十一號を第二十二號とし、第二十號を第二十一號とし、第十九號を第二十號とし、第十八號の次に次の一号を加える。

十九 総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第 号)の施行に關する事務を処理すること。

第七條第一項中「第四條第十九號」を「第四條第二十號」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第五條 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三號)の一部を次のように改正する。

第四條第二十七號の次に次の一号を加える。

二十七の二 総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第 号)の施行に關する事務で所掌に屬するものを処理すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第六條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五號)の一部を次のように改正する。

第四條第三十九號の次に次の一号を加える。

三十九の二 総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第 号)の施行に關すること。

(運輸省設置法の一部改正)

第七條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七號)の一部を次のように改正する。

第三條の二第一項第十七號の次に次の一号を加える。

十七の二 総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第 号)の施行に關すること。

第四條第一項第十四號の二を同項第十四號の

昭和六十二年五月二十日 参議院會議録第十一号 総合保養地域整備法案 刑事確定訴訟記録法案

二の二とし、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 総合保養地域整備法の規定に基づき、基本方針を定め、及び基本構想を承認すること。

(建設省設置法の一部改正)

第八条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

(自治省設置法の一部改正)

第九条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第 号)の施行に関する事務を行うこと。

第五条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 総合保養地域整備法に基づき、基本方針を定め、及び基本構想を承認すること。

[鈴木和美君登壇、拍手]

○鈴木和美君 たいま議題となりました総合保養地域整備法案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法案は、近年の余暇活動に対する国民の需要の増大と多様化に対応して、すぐれた自然条件の中で潜在しつつ、スポーツ、教養文化活動、休養等の多様な活動を行うことができる地域の整備を、民間事業者の能力の活用を重点を置きつつ促進し、ゆとりある国民生活の実現と地域の振興を図ろうとするものであり、整備の対象となる地域の要件、基本方針及び基本構想の作成、税制、財政、金融上の助成措置、公共施設の整備、農地法等による処分、国有林野の活用、港湾の水域利用

等に対する配慮等について規定しています。委員会におきましては、熱心な質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、大森理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、サラリーマン新党・参議院の会の各派共同提案に係る六項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(藤田正明君) 日程第三 刑事確定訴訟記録法案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長太田淳夫君。

審査報告書

刑事確定訴訟記録法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月十四日

法務委員長 太田 淳夫

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、刑事被告事件が終結した後における訴訟の記録の適正な管理を図るため、その保管並びに保管期間満了後における再審の手続のための保存及び刑事法制度等に関する調査研究の重要な参考資料としての保存について必要な事項を定め、あわせてそれらの閲覧に関する手続等を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

刑事確定訴訟記録法案

右 国会に提出する。

昭和六十二年三月二十六日

内閣総理大臣 中曾根康弘

刑事確定訴訟記録法案

刑事確定訴訟記録法

(目的)

第一条 この法律は、刑事被告事件に係る訴訟の記録の訴訟終結後における保管、保存及び閲覧に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(訴訟の記録の保管)

第二条 刑事被告事件に係る訴訟の記録は、訴訟終結後は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官(以下「保管検察官」という。)が保管するものとする。

2 前項の規定により保管検察官が保管する記録(以下「保管記録」という。)の保管期間は、別表の上欄に掲げる保管記録の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

3 保管検察官は、必要があると認めるときは、保管期間を延長することができる。

(再審の手続のための保存)

第三条 保管検察官は、保管記録について、再審

の手続のため保存の必要があると認めるときは、保存すべき期間を定め、その保管期間満了後も、これを再審保存記録として保存するものとする。

2 再審の請求をしようとする者、再審の請求をした者又は刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第四百四十条第一項の規定により選任された弁護人は、保管検察官に対し、保管記録を再審保存記録として保存することを請求することができる。

3 前項の規定による請求があつたときは、保管検察官は、請求に係る保管記録を再審保存記録として保存するかどうかを決定し、請求をした者にその旨を通知しなければならない。ただし、請求に係る保管記録が再審保存記録として保存することとされているものであるときは、その旨の通知をすれば足りる。

4 再審保存記録の保存期間は、延長することができる。この場合においては、前三項の規定を準用する。

(保管記録の閲覧)

第四条 保管検察官は、請求があつたときは、保管記録(刑事訴訟法第五十三条第一項の訴訟記録に限る。次項において同じ。)を閲覧させなければならない。ただし、同条第一項ただし書に規定する事由がある場合は、この限りでない。

2 保管検察官は、保管記録が刑事訴訟法第五十三条第三項に規定する事件のものである場合を除き、次に掲げる場合には、保管記録(第二号の場合にあつては、終局裁判の裁判書を除く。)を閲覧させないものとする。ただし、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合については、この限りでない。

一 保管記録が弁論の公開を禁止した事件のものであるとき。

二 保管記録に係る被告事件が終結した後三年を経過したとき。

三 保管記録を閲覧させることが公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがあるとき。

四 保管記録を閲覧させることが犯人の改善及び更生を著しく妨げることとなるおそれがあると認められるとき。

五 保管記録を閲覧させることが関係人の名誉又は生活の平穩を著しく害することとなるおそれがあると認められるとき。

3 第一項の規定は、刑事訴訟法第五十三条第一項の訴訟記録以外の保管記録について、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合に準用する。

4 保管検査官は、保管記録を閲覧させる場合において、その保存のため適当と認めるときは、原本の閲覧が必要である場合を除き、その謄本を閲覧させることができる。

(再審保存記録の閲覧)
第五條 保管検査官は、第三條第二項に規定する者から請求があつたときは、再審保存記録を閲覧させなければならない。

2 前條第一項ただし書及び第四項の規定は、前項の請求があつた場合に準用する。

3 保管検査官は、學術研究のため必要があると認められる場合その他法務省令で定める場合には、申出により、再審保存記録を閲覧させることができる。この場合においては、前條第四項の規定を準用する。

(閲覧者の義務)
第六條 保管記録又は再審保存記録を閲覧した者は、閲覧により知り得た事項をみだりに用いて、公の秩序若しくは善良の風俗を害し、犯人の改善及び更生を妨げ、又は関係人の名誉若しくは生活の平穩を害する行為をしてはならない。

(閲覧の手續料)
第七條 保管記録又は再審保存記録を閲覧する者は、実費を勘案して政令で定める額の手數料を納付しなければならない。
(不服申立て)
第八條 第三條第二項の規定により保存の請求をした者(同條第四項において準用する同條第二項の規定により保存期間の延長の請求をした者を含む。)又は第四條第一項(同條第三項において準用する場合を含む。)若しくは第五條第一項の規定により閲覧の請求をした者であつて、当該請求に基づく保管検査官の保存又は閲覧に関する処分不服があるものは、その保管検査官が所属する檢察庁の対応する裁判所にその処分の取消し又は変更を請求することができる。
2 前項の規定による不服申立てに関する手續については、刑事訴訟法第四百三十條第一項に規定する檢察官の処分取消し又は変更の請求に係る手續の例による。
(刑事參考記録の保存及び閲覧)
第九條 法務大臣は、保管記録又は再審保存記録について、刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な參考資料であると思料するときは、その保管期間又は保存期間の満了後、これを刑事參考記録として保存するものとする。
2 法務大臣は、學術研究のため必要があると認められる場合その他法務省令で定める場合には、申出により、刑事參考記録を閲覧させることができる。この場合においては、第四條第四項及び第六條の規定を準用する。
3 刑事參考記録について再審の手續のため保存の必要があると認められる場合におけるその保存及び閲覧については、再審保存記録の保存及び閲覧の例による。
4 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定に基づく権限を所部の職員に委任することができる。
(法務省令への委任)
第十條 この法律に規定するもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

律の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附則

(施行期日)
第一條 この法律(以下「本法」という。)は、昭和六十三年一月一日から施行する。
(経過措置)
第二條 刑事被告事件に係る訴訟であつて本法施行の日(以下施行日)という。)前に終結したものの記録については、本法施行の際現に保管されているもの限り、本法の規定を適用する。
第三條 前條の場合において、大審院のした裁判の裁判書については、本法施行の際現に保管検査官が原本に代えて保有するその謄本を当該裁判書とみなし、原本は最高裁判所が保存するものとする。
第四條 附則第二條の場合において、施行日から六月を経過する日前に第二條第二項の保管期間が満了することとなる訴訟の記録は、施行日から六月を経過する日まで保管するものとする。この場合において、当該訴訟の記録の閲覧については、第四條第二項第二号の規定は適用しない。

第五條 本法施行の際現に法務大臣が刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な參考資料として保存している刑事被告事件に係る訴訟の記録は、第九條の規定による刑事參考記録とみなす。
(略式手續による訴訟の記録等に関する特例)
第六條 刑事訴訟法第六編又は交通事件即決裁判手續法(昭和二十九年法律第百二十三号)に定める手續による訴訟の記録であつて法務省令で定めるものに係る本法の規定の適用については、当該第一審の裁判をした裁判所に対応する檢察官の檢察官とあるのは、「法務省令で定める檢察官」とする。
(刑事訴訟法施行法の一部改正)
第七條 刑事訴訟法施行法(昭和二十三年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。
第十一條を次のように改める。
第十一條 削除

別表(第二條関係)

保管記録の区分	保管期間
一 裁判書	百年
1 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する確定裁判の裁判書	五十年
2 有期の懲役又は禁錮に処する確定裁判の裁判書	二十年(法務省令で定めるところについては、法務省令で定める期間)
3 罰金、拘留若しくは科料に処する確定裁判又は刑を免除する確定裁判の裁判書	十五年
4 無罪、免許、公訴棄却又は管轄違ひの確定裁判の裁判書	五年
(一) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係るもの	三年
(二) 有期の懲役又は禁錮に当たる罪に係るもの	
(三) 罰金、拘留又は科料に当たる罪に係るもの	

昭和六十二年五月二十日 参議院會議録第十一号 刑事確定訴訟記録法案 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案外一件 二六〇

5 控訴又は上告の申立てについての確定裁判(1から4までの確定裁判を除く)の裁判書	控訴又は上告に係る被告事件についての1から4までの確定裁判の区分に応じて、その裁判の裁判書の保管期間と同じ期間 法務省令で定める期間
6 その他の裁判の裁判書	法務省令で定める期間
7 裁判書以外の保管記録	
1 刑に処する裁判により終結した被告事件の保管記録	五十年
(一) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する裁判に係るもの	二十年
(二) 十年以上の有期の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの	十年
(三) 五年以上十年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの	五年
(四) 五年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの	三年(法務省令で定めるもの) については、法務省令で定める期間)
(五) 罰金、拘留又は科料に処する裁判に係るもの	三年
(六) 有期の懲役又は禁錮に当たる罪に係るもの	五年
(七) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係るもの	十五年
(八) 罰金、拘留又は科料に当たる罪に係るもの	三年
3 その他の保管記録	法務省令で定める期間

〔太田淳夫君登壇、拍手〕

○太田淳夫君 たいだいま議題となりました刑事確定訴訟記録法案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、刑事被告事件が終結した後における訴訟の記録の適正な管理を図るため、その保管、閲覧等に関し必要な事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、刑事被告事件に係る訴訟の記録は、訴訟終結後は、当該被告事件について第一審の裁判

をした裁判所に対応する検察庁の検察官が保管するものとすること。

第二に、検察官は、再審の手続のため保存の必要があると認める保管記録については、その保管期間の満了後も、これを再審保存記録として保存するものとすること。

第三に、法務大臣は、刑事法制等に関する調査研究の重要な参考資料であると思料する保管記録または再審保存記録については、その保管期間または保存期間の満了後も、これを刑事参考記録として保存するものとすること。

第四に、閲覧に関する手続及び閲覧等に関する処分に対する不服申立ての手続について所要の規定を設けるものとする等でございます。

委員会におきましては、本法律案提出の経緯と目的、閲覧行為の範囲、謄写の可否、刑事参考記録の選別等につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。質疑を終わる、討論に入りまして、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(藤田正明君) 日程第四 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案

日程第五 社会福祉士及び介護福祉士法案 (いずれも内閣提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長 長佐々木満君。

審査報告書

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月十八日
社会労働委員長 佐々木 満
参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、医療に関する知識及び技能の修得を目的として我が国に入学した外国医師又は外国歯科医師がその目的を十分に達成することができるように、医師法及び歯科医師法の特例等を設け、医師又は歯科医師による実地の指導監督の下に医業又は歯科医業を行うことができることとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十二年三月十九日
内閣総理大臣 中曾根康弘

第一条 この法律は、医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入学した外国医師又は外国歯科医師が医業又は歯科医業を行うことができるように、医師法(昭和二十三年法律第二百一十七号)第七條及び歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十七号)第七條の特例等を定めるものとする。

(趣旨)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国医師 外国において医師に相当する資格を有する者をいう。

二 外国歯科医師 外国において歯科医師に相当する資格を有する者をいう。

三 臨床修練 医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入学した外国医師又は外国歯科医師が厚生大臣の指定する病院において臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医の指導監督の下に医業又は歯科医業(政令で定めるものを除く。以下同じ。)を行うことをいう。

四 臨床修練外国医師 次条第一項の許可を受けた外国医師をいう。

五 臨床修練外国歯科医師 次条第一項の許可を受けた外国歯科医師をいう。

六 臨床修練指導医 第八条の認定を受けた医師をいう。

七 臨床修練指導歯科医 第八条の認定を受けた歯科医師をいう。

(臨床修練の許可)

第三条 外国医師又は外国歯科医師は、医師法第十七条又は歯科医師法第十七条の規定にかかわらず、厚生省令で定めるところにより厚生大臣の許可を受けて、臨床修練を行うことができる。

2 厚生大臣は、前項の許可(以下「許可」という。)を受けようとする者が次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可を与えてはならない。

一 医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入学していること。

二 医業又は歯科医業を行うのに必要な医学又は歯科医学に関する知識及び技能を有すること。

三 外国において医師又は歯科医師に相当する資格を取得した後三年以上診療した経験を有すること。

四 臨床修練を行うのに支障のない程度に日本語又は厚生省令で定める外国語を理解し、使用する能力を有すること。

五 患者に与えた損害を賠償する能力を有すること。

6 厚生大臣は、許可を受けようとする者が前項各号に掲げる基準に適合していると認める場合であつても、次の各号のいずれかに該当する者には、許可を与えてはならない。

一 医師法第三条又は歯科医師法第三条に規定する者

二 医師法第七条第二項に規定する医業の停止の命令又は歯科医師法第七条第二項に規定する歯科医業の停止の命令に相当する外国の法令による命令を受け、当該外国において医業又は歯科医業を行うことができない者

三 禁治産者又は準禁治産者と外国の法令上同様に取り扱われている者

四 厚生大臣は、許可を受けようとする者が第二項各号に掲げる基準に適合していると認める場合であつても、次の各号のいずれかに該当する者には、許可を与えないことができる。

一 医師法第四条各号又は歯科医師法第四条各号に掲げる者

二 罰金以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた者

5 許可の有効期間は、許可の日から起算して二年を超えない範囲内において厚生大臣が定める期間とする。

6 許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

7 前項の条件は、許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

8 許可を申請する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(許可証の交付等)

第四条 厚生大臣は、外国医師又は外国歯科医師に対し許可をしたときは、厚生省令で定めるところにより、臨床修練許可証を交付するものとする。

2 臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師は、臨床修練を行うときは、厚生省令で定めるところにより、臨床修練許可証を着用しなければならない。

(許可の失効)

第五条 許可は、その有効期間が満了したとき及び次条の規定により取り消されたときのほか、許可を受けた者が外国医師又は外国歯科医師でなくなつたときは、その効力を失う。

(許可の取消)

第六条 厚生大臣は、許可を受けた者が第三条第三項各号に掲げる者に該当するに至つたときは、その許可を取り消すものとする。

2 厚生大臣は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一 第三条第二項第一号又は第五号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 第三条第四項各号に掲げる者に該当するに至つたとき。

三 第三条第六項の規定による条件に違反したとき。

四 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(許可証の返納)

第七条 許可を受けた者は、その許可の効力が失われたときは、五日以内に、臨床修練許可証を厚生大臣に返納しなければならない。

(臨床修練指導医及び臨床修練指導歯科医の認定)

第八条 厚生大臣は、その申請に基づき、医師又は歯科医師であつて次の各号に掲げる基準に適合すると認める者を臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医として認定する。

一 医学又は歯科医学に関する専門的な知識及び技能を有すること。

二 臨床修練を実地に指導監督するのに支障のない程度に第三条第二項第四号の厚生省令で定める外国語を理解し、使用する能力を有すること。

三 臨床修練の指導監督について熱意と識見を有すること。

(職務及び責務)

第九条 臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医師は、臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師が行う臨床修練を実地に指導監督するものとし、その指導監督に当たつては、臨床修練が適切に行われるように努めなければならない。

(認定の取消)

第十条 厚生大臣は、臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その認定を取り消すものとする。

一 医師又は歯科医師でなくなつたとき。

二 医師法第七条第二項の規定による医業の停止又は歯科医師法第七条第二項の規定による歯科医業の停止を命ぜられたとき。

2 厚生大臣は、臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医がこの法律に違反したとき又は第八条各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(診療録の記載等)

第十一条 医師法第二十四条又は歯科医師法第二十三条の規定は、臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師について準用する。

2 臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医は、臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師が行う臨床修練を実地に指導監督したときは、臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師が前項において準用する医師法第二十四条第一項又

昭和六十二年五月二十日 参議院会議録第十一号

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案外一件 二六一

昭和六十二年五月二十日 参議院會議録第十一号

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案外一件 二六二

は歯科医師法第二十三条第一項の規定により記載した診療録にその旨を記載し、署名しなければならない。

(秘密を守る義務)

第十二条 臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師でなくなつた後においても、同様とする。

(保健婦助産婦看護婦法の特例)

第十三条 臨床修練外国医師が臨床修練を行う場合における保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第三十条の規定の適用については、同条中「医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)」とあるのは、「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律」とする。

2 臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師が臨床修練を行う場合における保健婦助産婦看護婦法第三十一条第一項の規定の適用については、同項中「医師法又は歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)」とあるのは、「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律」とする。

(診療放射線技師法の特例)

第十四条 臨床修練外国医師又は臨床修練外国歯科医師は、臨床修練を行う場合には、診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百一十六号)第二十四条の規定にかかわらず、同法第二条第二項に規定する業務を行うことができる。

(歯科工法の特例)

第十五条 臨床修練外国歯科医師が臨床修練において患者のために自ら行う歯科工法(昭和三十年法律第六十八号)第二条第一項本文に規定する行為は、同項ただし書に規定する行為とみなす。

(医療関係者審議会)

第十六条 厚生大臣は、第二条第三号の規定による指定を行い、許可若しくは許可の取消しを行うい、又は第八条の規定による認定若しくは第十条第二項の規定による認定の取消しを行うに当たつては、あらかじめ、医療関係者審議会の意見を聴かなければならない。

(法務大臣との協議)

第十七条 厚生大臣は、許可をしようとするときは、当該許可に係る者が第三条第二項第一号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣と協議しなければならない。

(聴聞)

第十八条 厚生大臣は、第六条又は第十条第二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(罰則)

第十九条 第十二条の規定に違反して人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
2 前項の罪は、告訴を待つて論ずる。
第二十条 第十一条において準用する医師法第二十四条又は歯科医師法第二十三条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。
第二十一条 第十一条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(厚生省設置法の一部改正)
第二条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第五号第三十五号の次に次の一号を加える。
三十五の二 外国医師又は外国歯科医師が行

う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第 号)を施行すること。

第六号第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律の規定に基づき、臨床修練を許可し、及びその許可を取り消し、並びに臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医の認定を行い、及びその認定を取り消すこと。
第七号第四項中「並びに医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修」を削り、「調査審議するほか」を「調査審議し、並びに医師法その他の法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか」に改める。

審査報告書
社会福祉士及び介護福祉士法案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和六十二年五月十八日
社会労働委員長 佐々木 満
参議院議長 藤田 正明殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、寝たきり老人等の介護需要の増大にかんがみ、これらの者に係る相談指導の業務及び介護等の業務に従事する者の資質の向上を図るため、社会福祉士及び介護福祉士の資格制度を定めるものであり、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 一、在宅福祉施策について、ホームヘルプ・サービスの充実、デイ・サービス、ショートステイの拡充等一層の推進を図ること。
- 二、社会福祉士・介護福祉士の養成カリキュラムの編成及び試験については、既に相談援助あるいは介護の実務に従事している者の経験を尊重するよう十分配慮すること。また、養成カリキュラムの編成に当たつては、養成校等関係者の意見を尊重するとともに、福祉をめぐる諸条件の変化に即応するよう配慮すること。
- 三、福祉・保健・医療各施策の連携の一層の強化を図るとともに、介護福祉士と保健婦・看護婦との連携等両福祉士とこれら各分野の関係者との連携のための措置を講ずること。
- 四、社会福祉士と福祉事務所との連携を密にするよう指導するとともに、福祉事務所の機能の充実を図ること。
- 五、介護等に係る技能検定と介護福祉士試験については、その水準のバランスを保つよう配慮すること。
- 六、社会福祉士の相談援助が多様なサービスに関連することにかんがみ、社会福祉士の養成に当たつては、ケースワークに関する実習の機会を十分確保すること。
- 七、その成長が予想されるいわゆるシルバー産業について、営利主義が高齢者の福祉を阻害することのないよう厳しく指導すること。

社会福祉士及び介護福祉士法案
国会に提出する。

昭和六十二年四月二十八日
内閣総理大臣 中曾根康弘

社会福祉士及び介護福祉士法案
社会福祉士及び介護福祉士法

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 社会福祉士(第四条—第三十八条)
- 第三章 介護福祉士(第三十九条—第四十四条)
- 第四章 社会福祉士及び介護福祉士の義務等(第四十五条—第四十九条)
- 第五章 罰則(第五十条—第五十四条)
- 附則
- 第一章 総則

第一条 この法律は、社会福祉士及び介護福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もつて社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと(第七条において「相談援助」という)を業とする者をいう。

2 この法律において「介護福祉士」とは、第四十二条第一項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと(以下「介護等」という)を業とする者をいう。

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができない。

- 一 禁治産者又は準禁治産者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ

り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 この法律の規定その他社会福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第三十二条第一項第二号又は第二項(これらの規定を第四十二条第二項において準用する場合を含む)の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

第二章 社会福祉士

第四条 社会福祉士試験に合格した者は、社会福祉士となる資格を有する。

第五条 社会福祉士試験は、社会福祉士として必要な知識及び技能について行う。

第六条 社会福祉士試験は、毎年一回以上、厚生大臣が行う。

第七条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。以下この条において同じ)において厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目(以下この条において「指定科目」という)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者
- 二 学校教育法に基づく大学において厚生大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目(以下この条において「基礎科目」という)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、文部大臣及び

厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条第二項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業訓練大学校(以下「職業訓練校等」という)又は厚生大臣の指定した養成施設(以下「社会福祉士短期養成施設等」という)において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業訓練校等又は厚生大臣の指定した養成施設(以下「社会福祉士一般養成施設等」という)において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

四 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が三年であるものに限る)において指定科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く)その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、厚生省令で定める施設(以下この条において「指定施設」という)において一年以上相談援助の業務に従事した者

五 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が三年であるものに限る)において基礎科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く)その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した者

六 学校教育法に基づく短期大学(修業年限が三年であるものに限る)を卒業した者(夜間

において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く)その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

七 学校教育法に基づく短期大学において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した者

八 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において六月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

九 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

十 指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において一年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

十一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に定める児童福祉司、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に定める身体障害者福祉司、社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十四条第一項第一号に規定する所員、精神薄弱者福祉法(昭和三十一年法律第三十七号)に定める精神薄

昭和六十二年五月二十日 参議院會議録第十一号

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案外一件 二六四

弱者福祉司及び老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第六条に規定する社会福祉主事であつた期間が五年以上ある者

(社会福祉士試験の無効等)

第八条 厚生大臣は、社会福祉士試験に關して不正の行為であつた場合には、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることが出来る。

2 厚生大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて社会福祉士試験を受けることができないものとする事が出来る。

(受験手数料)

第九条 社会福祉士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が社会福祉士試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の指定)

第十条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下この章において「指定試験機関」という。)に、社会福祉士試験の実施に關する事務(以下この章において「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他事項についての試験事務の実施に關する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
二 前号の試験事務の実施に關する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第二十二條の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該當する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わらぬ、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定試験機関の役員及び解任)

第十一条 指定試験機関の役員及び解任は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第十三條第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員を解任を命ずることができる。

(事業計画の認可等)

第十二條 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更

しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

(試験事務規程)

第十三條 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に關する規程(以下この章において「試験事務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定める。

3 厚生大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを變更すべきことを命ずることができる。

(社会福祉士試験委員)

第十四條 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、社会福祉士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に關する事務については、社会福祉士試験委員(以下この章において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に變更があつたときも、同様とする。

4 第十一條第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

(規定の適用等)

第十五條 指定試験機関が試験事務を行う場合における第八條第一項及び第九條第一項の規定の適用については、第八條第一項中「厚生大臣」とあり、及び第九條第一項中「国」とあるのは、

「指定試験機関」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用する第九條第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(秘密保持義務等)

第十六條 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第十七條 指定試験機関は、厚生省令で定めるところにより、試験事務に關する事項で厚生省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第十八條 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告)

第十九條 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、厚生省令で定めるところにより、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十條 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

ない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(試験事務の休廃止)

第二十一条 指定試験機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第二十二條 厚生大臣は、指定試験機関が第十条第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならぬ。

2 厚生大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。
二 第二十一條第二項(第十四條第四項において準用する場合を含む。)、第十三條第三項又は第十八條の規定による命令に違反したとき。
三 第十二條、第十四條第一項から第三項まで又は前條の規定に違反したとき。
四 第十三條第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。
五 次條第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第二十三條 第十條第一項、第十一條第一項、第十二條第一項、第十三條第一項又は第二十一條の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを變更することができる。
2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(略)

第二十四條 厚生大臣は、第二十二條の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)

第二十五條 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作爲について不服がある者は、厚生大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(厚生大臣による試験事務の実施等)

第二十六條 厚生大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。
2 厚生大臣は、指定試験機関が第二十一條の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十二條第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(公示)

第二十七條 厚生大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一 第十條第一項の規定による指定をしたとき。
二 第二十一條の規定による許可をしたとき。
三 第二十二條の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
四 前條第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(登録)

第二十八條 社会福祉士となる資格を有する者が社会福祉士となるには、社会福祉士登録簿に、

氏名、生年月日その他厚生省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(社会福祉士登録簿)

第二十九條 社会福祉士登録簿は、厚生省に備える。

(社会福祉士登録証)

第三十條 厚生大臣は、社会福祉士の登録をしたときは、申請者に第二十八條に規定する事項を記載した社会福祉士登録証(以下この章において「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第三十一條 社会福祉士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。
2 社会福祉士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第三十二條 厚生大臣は、社会福祉士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。
一 第三條各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つた場合。
二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合。
2 厚生大臣は、社会福祉士が第四十五條及び第四十六條の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて社会福祉士の名称の使用の停止を命ずることができる。

(登録の消除)

第三十三條 厚生大臣は、社会福祉士の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(変更登録等の手数料)

第三十四條 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(指定登録機関の指定等)

第三十五條 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下この章において「指定登録機関」という。)に社会福祉士の登録の実施に関する事務(以下この章において「登録事務」という。)を行わせることができる。
2 指定登録機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。
第三十六條 指定登録機関が登録事務を行う場合における第二十九條、第三十條、第三十一條第一項、第三十三條及び第三十四條の規定の適用については、これらの規定中「厚生省」とあり、「厚生大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定登録機関」とする。
2 指定登録機関が登録を行う場合において、社会福祉士の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。
3 第一項の規定により読み替えて適用する第三十四條及び前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(準用)

第三十七條 第十條第三項及び第四項、第十一條から第十三條まで並びに第十六條から第二十七條までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十條第三項中「前項」とあり、及び同條第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「第三十五條第二項」と、第十六條第一項中「職員(試験委員を

昭和六十二年五月二十日 参議院會議録第十一号

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案外一件 二六六

含む。次項において同じ。」とあるのは「職員」と、第二十二條第二項第二号中「第十一條第二項(第十四條第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第十一條第二項」と、同項第三号中「第十四條第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第二十三條第一項及び第二十七條第一号中「第十條第一項」とあるのは「第三十五條第一項」と読み替えるものとする。

(厚生省令への委任)

第三十八條 この章に定めるもののほか、社会福祉士試験、社会福祉士短期養成施設等、社会福祉士一般養成施設等、指定試験機関、社会福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第三章 介護福祉士

(介護福祉士の資格)

第三十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、介護福祉士となる資格を有する。

- 一 学校教育法第五十六條第一項の規定により大学に入学することができる者であつて、文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業訓練校等又は厚生大臣の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 二 学校教育法に基づく大学において厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずる者として厚生省令で定める者であつて、文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業訓練校等又は厚生大臣の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

- 三 学校教育法第五十六條第一項の規定により大学に入学することができる者であつて、厚生省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業訓練校等又は厚生大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 四 介護福祉士試験に合格した者
- 五 職業能力開発促進法第六十二條第一項の規定に基づく介護等に係る技能検定(当該技能検定の実施に関し、労働大臣が厚生省令、労働省令で定めるところにより、厚生大臣に協議したものに限る。)に合格した者

(介護福祉士試験)

第四十條 介護福祉士試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行う。

- 2 介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。
 - 一 三年以上介護等の業務に従事した者
 - 二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生省令で定めるところのもの
- 3 第六條、第八條及び第九條の規定は、介護福祉士試験について準用する。

(指定試験機関の指定等)

第四十一條 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下この章において「指定試験機関」という。)に、介護福祉士試験の実施に関する事務(以下この章において「試験

事務」という。)を行わせることができる。

- 2 指定試験機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 第十條第三項及び第四項並びに第十一條から第二十七條までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、第十條第三項第一号中「試験事務の実施」とあるのは、「第四十一條第一項に規定する試験事務(以下単に「試験事務」という。)の実施」と、第十四條第一項中「社会福祉士として」とあるのは、「介護福祉士として」と、「社会福祉士試験委員」とあるのは「介護福祉士試験委員」と、第二十三條第一項及び第二十七條第一号中「第十條第一項」とあるのは「第四十一條第一項」と読み替えるものとする。

(登録)

第四十二條 介護福祉士となる資格を有する者が介護福祉士となるには、介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生省令で定める事項の登録を受けなければならない。

- 2 第二十九條から第三十四條までの規定は、介護福祉士の登録について準用する。この場合において、第二十九條中「社会福祉士登録簿」とあるのは「介護福祉士登録簿」と、第三十條中「第二十八條」とあるのは「第四十二條第一項」と、「社会福祉士登録証」とあるのは「介護福祉士登録証」と、第三十一條並びに第三十二條第一項及び第二項中「社会福祉士」とあるのは「介護福祉士」と読み替えるものとする。

(指定登録機関の指定等)

第四十三條 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下この章において「指定登録機関」という。)に介護福祉士の登録の実施に関する事務(以下この章において「登録事務」という。)を行わせることができる。

- 2 指定登録機関の指定は、厚生省令の定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 第十條第三項及び第四項、第十一條から第十三條まで、第十六條から第二十七條まで並びに第三十六條の規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十條第三項中「前項」とあり、及び同條第四項各号列記以外の部分中「第二項」とあるのは「第四十三條第二項」と、同項第二号中「その行う」とあるのは「その行う職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一號)第五條第一項に規定する職業紹介の事業(その取り扱う職種が介護等を含むものに限る。その他の」と、第十六條第一項中「職員(試験委員を含む。次項において同じ。)」とあるのは「職員」と、「第二十二條第二項第二号中「第一條第二項(第十四條第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第十一條第二項」と、同項第三号中「第十四條第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第二十三條第一項及び第二十七條第一号中「第十條第一項」とあるのは「第四十三條第一項」と、第三十六條第二項中「社会福祉士」とあるのは「介護福祉士」と読み替えるものとする。

4 厚生大臣は、第一項の指定を行おうとするとき又は前項において準用する第十三條第一項の

規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、労働大臣に協議するものとする。
(厚生省令への委任)

第四十四条 この章に規定するもののほか、介護福祉士試験、第三十九条第一号から第三号までに規定する養成施設、指定試験機関、介護福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第四章 社会福祉士及び介護福祉士の義務等

(信用失墜行為の禁止)

第四十五条 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉士又は介護福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第四十六条 社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなつた後においても、同様とする。

(連携)

第四十七条 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに当たつては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

(名称の使用制限)

第四十八条 社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならない。

2 介護福祉士でない者は、介護福祉士という名称を使用してはならない。

(経過措置)

第四十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令

で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第五十条 第四十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴を待つて論ずる。

第五十一条 第三十七條、第四十一條第三項及び第四十三條第三項において準用する場合を含む。の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第二十二條第二項(第三十七條、第四十一條第三項及び第四十三條第三項において準用する場合を含む。の規定による第十條第一項若しくは第四十一條第一項に規定する試験事務(第五十四條において単に「試験事務」という。))又は第三十五條第一項若しくは第四十三條第一項に規定する登録事務(第五十四條において単に「登録事務」という。))の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした第十條第一項若しくは第四十一條第一項に規定する指定試験機関(第五十四條において単に「指定試験機関」という。))又は第三十五條第一項若しくは第四十三條第一項に規定する指定登録機関(第五十四條において単に「指定登録機関」という。))の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第三十二條第二項の規定により社会福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、社会福祉士の名称を使用したもの
二 第四十二條第二項において準用する第三十二條第二項の規定により介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、介護福祉士の名称を使用したもの
三 第四十八條第一項又は第二項の規定に違反した者
第五十四条 次の各号のいずれかに該当するとき、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。
一 第三十七條、第四十一條第三項及び第四十三條第三項において準用する場合を含む。の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
二 第十九條(第三十七條、第四十一條第三項及び第四十三條第三項において準用する場合を含む。の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
三 第二十二條第一項(第三十七條、第四十一條

第三項及び第四十三條第三項において準用する場合を含む。の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
四 第二十一條(第三十七條、第四十一條第三項及び第四十三條第三項において準用する場合を含む。))の許可を受けずに試験事務又は登録事務の全部を廃止したとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に社会福祉士又は介護福祉士という名称を使用している者については、第四十八條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(登録免許税法の一部改正)
第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二十三号中(七)を(三)とし、(七)の次に次のように加える。

イ	社会福祉士の登録	登録件数	一件につき一万五千円
ロ	介護福祉士の登録	登録件数	一件につき九千円

(七) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第号)第二十八條(登録)の社会福祉士の登録又は同法第四十二條第一項(登録)の介護福祉士の登録

昭和六十二年五月二十日 参議院會議録第十一号

(厚生省設置法の一部改正)

第四條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第五十八号の次に次の一号を加える。
五十八の二 社会福祉士及び介護福祉士の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

第六條第五十四号の次に次の二号を加える。
五十四の二 社会福祉士及び介護福祉士の養成施設を指定し、試験及び登録を行い、登録を取り消し、並びに名称の使用の停止を命ずること。

五十四の三 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第 号)の規定に基づき、指定試験機関及び指定登録機関を指定し、並びにこれらに対し、認可その他監督を行うこと。

〔佐々木満君登壇、拍手〕

○佐々木満君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案は、医療に関する知識及び技能の修得を目的として我が国に入国した外国医師または外国歯科医師が、医師または歯科医師による実地の指導監督のもとに医療または歯科医療を行うことができるよう医師法及び歯科医師法の特例等を設けようとするものであります。

次に、社会福祉士及び介護福祉士法案は、専門的知識、技術を持って寝たきり老人等の福祉に関

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案外一 議事日程追加の件 憲政功労年金法の一部を改正する法律案

する相談援助を行うことを業とする社会福祉士、また介護等を行うことを業とする介護福祉士の資格制度を定めようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括議題として審議を進め、福祉サービスにおける公的責任、介護と看護との関係、社会福祉士といわゆる医療福祉士の業務分野の問題、社会福祉事業法の抜本的見直し、精神衛生鑑定医と外国人医師等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論はなく、両案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、社会福祉士及び介護福祉士法案に対し、附帯決議が全会一致をもって付されております。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(藤田正明君) この際、日程に追加して、憲政功労年金法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長 嶋崎均君。

審査報告書

憲政功労年金法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十二年五月二十日

議院運営委員長 嶋崎 均

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和六十二年分から、憲政功労年金の年額を五百万円に改定しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、昭和六十二年度において五百万円である。

憲政功労年金法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十二年四月十四日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

憲政功労年金法の一部を改正する法律案

憲政功労年金法(昭和二十九年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「年額百万円」を「年額五百万円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の憲政功労年金法第二条の規定は、昭和六十二年分の功労年金から適用する。

〔嶋崎均君登壇、拍手〕

○嶋崎均君 ただいま議題となりました憲政功労年金法の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

本法律案は、国会議員として五十年以上在職し、憲政上特に功績顕著なものとして、衆議院または参議院において表彰の議決があつた者に対して終身支給する功労年金の年額を、法律制定当初の百万円からこの際五百万円に改めようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十六分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 藤田 正明君
副議長 瀬谷 英行君

片上 公人君 勝木 健司君
 平野 清君 刈田 貞子君
 猪熊 重二君 及川 順郎君
 橋本孝一郎君 木本平八郎君
 青木 茂君 鶴岡 洋君
 馬場 富君 矢原 秀男君
 小西 博行君 拔山 映子君
 藤野 賢二君 塩出 啓典君
 太田 淳夫君 中野 明君
 広中和歌子君 井上 計君
 山田 勇君 林 健太郎君
 出口 廣光君 中野 鉄造君
 峯山 昭範君 和田 教美君
 飯田 忠雄君 柳澤 鍊造君
 三治 重信君 高平 公友君
 林 寛子君 三木 忠雄君
 原田 立君 高桑 栄松君
 中西 珠子君 栗林 卓司君
 関 嘉彦君 下条進一郎君
 北 修二君 多田 省吾君
 田代富士男君 高木健太郎君
 伏見 康治君 藤井 恒男君
 田淵 哲也君 三池 信君
 田中 正巳君 徳永 正利君
 青島 幸男君 西川 潔君
 宮崎 秀樹君 本村 和喜君
 下村 泰君 喜屋武眞榮君
 山田耕三郎君 松浦 孝治君

福田 幸弘君 前島英三郎君
 水谷 力君 宮島 渥君
 矢野俊比古君 吉川 博君
 吉川 芳男君 吉村 眞事君
 竹山 裕君 曾根田郁夫君
 杉元 恒雄君 岡野 裕君
 大浜 方策君 井上 孝君
 遠藤 政夫君 降矢 敬義君
 堀江 正夫君 増岡 康治君
 真鍋 賢二君 最上 進君
 田沢 智治君 成相 善十君
 金丸 三郎君 後藤 正夫君
 佐々木 満君 沢田 一精君
 森下 泰君 長谷川 信君
 堀内 俊夫君 嶋崎 均君
 熊谷太三郎君 加藤 武徳君
 植木 光教君 木村 陸男君
 石本 茂君 服部 安司君
 長田 裕二君 井上 吉夫君
 梶木 又三君 小島 静馬君
 藤井 孝男君 海江田鶴造君
 工藤万砂美君 志村 哲良君
 野沢 太三君 永野 茂門君
 永田 良雄君 中曾根弘文君
 高橋 清孝君 田辺 哲夫君
 石井 道子君 添田増太郎君
 守住 有信君 寺内 弘子君
 青木 幹雄君 上杉 光弘君
 倉田 寛之君 佐藤栄佐久君
 石井 一二君 大城 眞順君
 宮澤 弘君 杉山 令肇君

向山 一人君 森山 眞弓君
 村上 正邦君 浦田 勝君
 森田 重郎君 田代由紀男君
 井上 裕君 谷川 寛三君
 岩上 二郎君 前田 勲男君
 中村 太郎君 岩崎 純三君
 伊江 朝雄君 山東 昭子君
 宮田 輝君 坂野 重信君
 斎藤栄三郎君 土屋 義彦君
 山内 一郎君 西村 尚治君
 初村滝一郎君 原 文兵衛君
 嶋山威一郎君 鈴木 省吾君
 世耕 政隆君 山崎 竜男君
 河本嘉久蔵君 星 長治君
 松岡清壽男君 柳川 覺治君
 秋山 肇君 野末 陳平君
 鈴木 貞敏君 下稻葉耕吉君
 斎藤 文夫君 田 英夫君
 宇都宮徳馬君 山本 正和君
 小野 清子君 大塚清次郎君
 木宮 和彦君 久世 公堯君
 香掛 哲男君 久保田眞田君
 松浦 功君 福田 宏一君
 仲川 幸男君 名尾 良孝君
 高木 正明君 関口 恵造君
 川原新次郎君 小川 仁一君
 松尾 官平君 板垣 正君
 岩本 政光君 大河原太郎君
 大木 浩君 岡部 三郎君
 梶原 清君 安恒 良一君
 岡田 広君 大島 友治君

林田悠紀夫君 林 道君
 坂元 親男君 福岡 知之君
 本岡 昭次君 斎藤 十朗君
 平井 卓志君 遠藤 要君
 古賀雷四郎君 志村 愛子君
 松垣徳太郎君 中西 一郎君
 安永 英雄君 一井 淳治君
 千葉 景子君 田淵 勲二君
 吉川 春子君 内藤 功君
 渡辺 四郎君 及川 一夫君
 山口 哲夫君 下田 京子君
 橋本 敦君 梶原 敬義君
 糸久八重子君 稻村 稔夫君
 菅野 久光君 近藤 忠孝君
 諫山 博君 中村 哲君
 鈴木 和美君 佐藤 三吾君
 大森 昭君 松前 達郎君
 高杉 勉忠君 沓脱タケ子君
 神谷信之助君 大木 正吾君
 丸谷 金保君 久保 亘君
 浜本 万三君 矢田部 理君
 志苦 裕君 山中 郁子君
 吉岡 吉典君 鶴山 篤君
 野田 哲君 粕谷 照美君
 赤桐 操君 小山 一平君
 松本 英一君 立木 洋君
 市川 正一君 対馬 孝且君
 青木 新次君 村沢 牧君
 上野 雄文君 小野 明君
 秋山 長造君 小笠原貞子君
 上田耕一郎君 宮本 顕治君

昭和六十二年五月二十日 参議院会議録第十一号

國務大臣

内閣総理大臣	中曾根康弘君
國務大臣	金丸 信君
法務大臣	遠藤 要君
外務大臣	倉成 正君
大藏大臣	宮澤 喜一君
文部大臣	塩川正十郎君
厚生大臣	斎藤 十朗君
農林水産大臣	加藤 六月君
通商産業大臣	田村 元君
運輸大臣	橋本龍太郎君
郵政大臣	唐沢俊二郎君
労働大臣	平井 卓志君
建設大臣	天野 光晴君
自治大臣	葉梨 信行君
国家公安委員 (委員長)	
國務大臣 (内閣官房長官)	後藤田正晴君
國務大臣 (総務庁長官)	山下 徳夫君
國務大臣 (北海道開発庁長官)	
國務大臣 (沖縄開発庁長官)	綿貫 民輔君
國務大臣 (国土庁長官)	
國務大臣 (防衛庁長官)	栗原 祐幸君
國務大臣 (経済企画庁長官)	近藤 鉄雄君
國務大臣 (科学技術庁長官)	三ツ林弥太郎君
國務大臣 (環境庁長官)	稻村 利幸君

議長の報告事項

去る四月十七日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員喜屋武眞榮君提出疎開船「対馬丸」に
関する再質問に対する答弁書
同日本院は、臨時行政改革推進審議会委員に江田
虎臣君、大槻文平君、木下和夫君、鈴木治君、瀬
島龍三君、武田誠三君及び宮崎輝君を任命するこ
とに同意した旨内閣に通知した。
去る四月二十日内閣から、財政法第四十六條第二
項の規定による昭和六十一年度第三・四半期にお
ける予算使用の状況の報告を受領した。
去る四月二十一日内閣から予備審査のため次の議
案が送付された。よつて議長は即日これを委員会
に付託した。
臨床工学校士法案(閣法第九一号)
義肢装具士法案(閣法第九二号)
社会労働委員会に付託
電気通信事業法の一部を改正する法律案(閣法
第九三号)
通信委員会に付託
同日議員から次の質問主意書が提出された。
米戦闘機のみサイル落下事故に関する質問主意
書(吉川春子君提出)
同日内閣から次の答弁書を受領した。
同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定に
よる昭和六十一年度第三・四半期における国庫の
状況の報告を受領した。
去る四月二十三日衆議院から次の内閣提出案を受
領した。よつて議長は即日これを予算委員会に付
託した。

昭和六十一年度一般会計予算(閣予第一号)

昭和六十一年度特別会計予算(閣予第二号)

昭和六十一年度政府関係機関予算(閣予第三号)

同日最高裁判所長官から、最高裁判所裁判事務処
理規則第十四條後段の規定により、上告人平口孝
志被告上告人平口茂間の共有物分割等請求事件につ
いての判決正本を受領した。
去る四月二十四日議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員

橋本孝一郎君 補欠
井上 計君
同日議員から次の議案が提出された。よつて議長
は即日これを社会労働委員会に付託した。
林業労働法案(村沢牧君外一名発議)(参第一号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員木本平八郎君提出日本がさらされて
いる軍事脅威に関する再質問に対する答弁書
同日内閣から、中小企業基本法第八條の規定に基
づく昭和六十一年度中小企業の動向に関する年次
報告及び昭和六十一年度において講じようとする
中小企業施策についての文書を受領した。
去る四月二十五日神奈川県選出議員服部信吾君が
逝去された。
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。
予算委員

井上 計君 補欠
橋本孝一郎君 補欠
井上 計君
同日議員から次の議案が提出された。よつて議長
は即日これを社会労働委員会に付託した。
林業労働法案(村沢牧君外一名発議)(参第一号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員木本平八郎君提出日本がさらされて
いる軍事脅威に関する再質問に対する答弁書
同日内閣から、中小企業基本法第八條の規定に基
づく昭和六十一年度中小企業の動向に関する年次
報告及び昭和六十一年度において講じようとする
中小企業施策についての文書を受領した。
去る四月二十五日神奈川県選出議員服部信吾君が
逝去された。
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。
予算委員

井上 計君 補欠
橋本孝一郎君 補欠
井上 計君
同日議員から次の議案が提出された。よつて議長
は即日これを社会労働委員会に付託した。
林業労働法案(村沢牧君外一名発議)(参第一号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員木本平八郎君提出日本がさらされて
いる軍事脅威に関する再質問に対する答弁書
同日内閣から、中小企業基本法第八條の規定に基
づく昭和六十一年度中小企業の動向に関する年次
報告及び昭和六十一年度において講じようとする
中小企業施策についての文書を受領した。
去る四月二十五日神奈川県選出議員服部信吾君が
逝去された。
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。
予算委員

井上 計君 補欠
橋本孝一郎君 補欠
井上 計君
同日議員から次の議案が提出された。よつて議長
は即日これを社会労働委員会に付託した。
林業労働法案(村沢牧君外一名発議)(参第一号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員木本平八郎君提出日本がさらされて
いる軍事脅威に関する再質問に対する答弁書
同日内閣から、中小企業基本法第八條の規定に基
づく昭和六十一年度中小企業の動向に関する年次
報告及び昭和六十一年度において講じようとする
中小企業施策についての文書を受領した。
去る四月二十五日神奈川県選出議員服部信吾君が
逝去された。
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。
予算委員

井上 計君 補欠
橋本孝一郎君 補欠
井上 計君
同日議員から次の議案が提出された。よつて議長
は即日これを社会労働委員会に付託した。
林業労働法案(村沢牧君外一名発議)(参第一号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員木本平八郎君提出日本がさらされて
いる軍事脅威に関する再質問に対する答弁書
同日内閣から、中小企業基本法第八條の規定に基
づく昭和六十一年度中小企業の動向に関する年次
報告及び昭和六十一年度において講じようとする
中小企業施策についての文書を受領した。
去る四月二十五日神奈川県選出議員服部信吾君が
逝去された。
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。
予算委員

井上 計君 補欠
橋本孝一郎君 補欠
井上 計君
同日議員から次の議案が提出された。よつて議長
は即日これを社会労働委員会に付託した。
林業労働法案(村沢牧君外一名発議)(参第一号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員木本平八郎君提出日本がさらされて
いる軍事脅威に関する再質問に対する答弁書
同日内閣から、中小企業基本法第八條の規定に基
づく昭和六十一年度中小企業の動向に関する年次
報告及び昭和六十一年度において講じようとする
中小企業施策についての文書を受領した。
去る四月二十五日神奈川県選出議員服部信吾君が
逝去された。
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。
予算委員

井上 計君 補欠
橋本孝一郎君 補欠
井上 計君
同日議員から次の議案が提出された。よつて議長
は即日これを社会労働委員会に付託した。
林業労働法案(村沢牧君外一名発議)(参第一号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員木本平八郎君提出日本がさらされて
いる軍事脅威に関する再質問に対する答弁書
同日内閣から、中小企業基本法第八條の規定に基
づく昭和六十一年度中小企業の動向に関する年次
報告及び昭和六十一年度において講じようとする
中小企業施策についての文書を受領した。
去る四月二十五日神奈川県選出議員服部信吾君が
逝去された。
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。
予算委員

井上 計君

喜屋武眞榮君

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。
予算委員
井上 計君 補欠
橋本孝一郎君 補欠
井上 計君
同日議員から次の議案が提出された。よつて議長
は即日これを社会労働委員会に付託した。
林業労働法案(村沢牧君外一名発議)(参第一号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員木本平八郎君提出日本がさらされて
いる軍事脅威に関する再質問に対する答弁書
同日内閣から、中小企業基本法第八條の規定に基
づく昭和六十一年度中小企業の動向に関する年次
報告及び昭和六十一年度において講じようとする
中小企業施策についての文書を受領した。
去る四月二十八日議長は、さきに逝去された議員
服部信吾君に対し次の弔詞をささげた。
参議院はわが国民民主政治発展のため力を尽くさ
れました議員従五位勲三等服部信吾君の長逝に

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。
予算委員
井上 計君 補欠
橋本孝一郎君 補欠
井上 計君
同日議員から次の議案が提出された。よつて議長
は即日これを社会労働委員会に付託した。
林業労働法案(村沢牧君外一名発議)(参第一号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員木本平八郎君提出日本がさらされて
いる軍事脅威に関する再質問に対する答弁書
同日内閣から、中小企業基本法第八條の規定に基
づく昭和六十一年度中小企業の動向に関する年次
報告及び昭和六十一年度において講じようとする
中小企業施策についての文書を受領した。
去る四月二十八日議長は、さきに逝去された議員
服部信吾君に対し次の弔詞をささげた。
参議院はわが国民民主政治発展のため力を尽くさ
れました議員従五位勲三等服部信吾君の長逝に

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。
予算委員
井上 計君 補欠
橋本孝一郎君 補欠
井上 計君
同日議員から次の議案が提出された。よつて議長
は即日これを社会労働委員会に付託した。
林業労働法案(村沢牧君外一名発議)(参第一号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員木本平八郎君提出日本がさらされて
いる軍事脅威に関する再質問に対する答弁書
同日内閣から、中小企業基本法第八條の規定に基
づく昭和六十一年度中小企業の動向に関する年次
報告及び昭和六十一年度において講じようとする
中小企業施策についての文書を受領した。
去る四月二十八日議長は、さきに逝去された議員
服部信吾君に対し次の弔詞をささげた。
参議院はわが国民民主政治発展のため力を尽くさ
れました議員従五位勲三等服部信吾君の長逝に

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。
予算委員
井上 計君 補欠
橋本孝一郎君 補欠
井上 計君
同日議員から次の議案が提出された。よつて議長
は即日これを社会労働委員会に付託した。
林業労働法案(村沢牧君外一名発議)(参第一号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員木本平八郎君提出日本がさらされて
いる軍事脅威に関する再質問に対する答弁書
同日内閣から、中小企業基本法第八條の規定に基
づく昭和六十一年度中小企業の動向に関する年次
報告及び昭和六十一年度において講じようとする
中小企業施策についての文書を受領した。
去る四月二十八日議長は、さきに逝去された議員
服部信吾君に対し次の弔詞をささげた。
参議院はわが国民民主政治発展のため力を尽くさ
れました議員従五位勲三等服部信吾君の長逝に

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。
予算委員
井上 計君 補欠
橋本孝一郎君 補欠
井上 計君
同日議員から次の議案が提出された。よつて議長
は即日これを社会労働委員会に付託した。
林業労働法案(村沢牧君外一名発議)(参第一号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員木本平八郎君提出日本がさらされて
いる軍事脅威に関する再質問に対する答弁書
同日内閣から、中小企業基本法第八條の規定に基
づく昭和六十一年度中小企業の動向に関する年次
報告及び昭和六十一年度において講じようとする
中小企業施策についての文書を受領した。
去る四月二十八日議長は、さきに逝去された議員
服部信吾君に対し次の弔詞をささげた。
参議院はわが国民民主政治発展のため力を尽くさ
れました議員従五位勲三等服部信吾君の長逝に

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。
予算委員
井上 計君 補欠
橋本孝一郎君 補欠
井上 計君
同日議員から次の議案が提出された。よつて議長
は即日これを社会労働委員会に付託した。
林業労働法案(村沢牧君外一名発議)(参第一号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員木本平八郎君提出日本がさらされて
いる軍事脅威に関する再質問に対する答弁書
同日内閣から、中小企業基本法第八條の規定に基
づく昭和六十一年度中小企業の動向に関する年次
報告及び昭和六十一年度において講じようとする
中小企業施策についての文書を受領した。
去る四月二十八日議長は、さきに逝去された議員
服部信吾君に対し次の弔詞をささげた。
参議院はわが国民民主政治発展のため力を尽くさ
れました議員従五位勲三等服部信吾君の長逝に

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。
予算委員
井上 計君 補欠
橋本孝一郎君 補欠
井上 計君
同日議員から次の議案が提出された。よつて議長
は即日これを社会労働委員会に付託した。
林業労働法案(村沢牧君外一名発議)(参第一号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員木本平八郎君提出日本がさらされて
いる軍事脅威に関する再質問に対する答弁書
同日内閣から、中小企業基本法第八條の規定に基
づく昭和六十一年度中小企業の動向に関する年次
報告及び昭和六十一年度において講じようとする
中小企業施策についての文書を受領した。
去る四月二十八日議長は、さきに逝去された議員
服部信吾君に対し次の弔詞をささげた。
参議院はわが国民民主政治発展のため力を尽くさ
れました議員従五位勲三等服部信吾君の長逝に

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。
予算委員
井上 計君 補欠
橋本孝一郎君 補欠
井上 計君
同日議員から次の議案が提出された。よつて議長
は即日これを社会労働委員会に付託した。
林業労働法案(村沢牧君外一名発議)(参第一号)
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員木本平八郎君提出日本がさらされて
いる軍事脅威に関する再質問に対する答弁書
同日内閣から、中小企業基本法第八條の規定に基
づく昭和六十一年度中小企業の動向に関する年次
報告及び昭和六十一年度において講じようとする
中小企業施策についての文書を受領した。
去る四月二十八日議長は、さきに逝去された議員
服部信吾君に対し次の弔詞をささげた。
参議院はわが国民民主政治発展のため力を尽くさ
れました議員従五位勲三等服部信吾君の長逝に

対しついで哀悼の意を表しうやうやく申詞をささげます
同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 馬場 富君

建設委員

補欠 馬場 富君

予算委員

辞任 哲男君 小野 清子君
田辺 哲夫君 金丸 三郎君
近藤 忠孝君 上田耕一郎君
秋山 肇君 野末 陳平君

議院運営委員

辞任 金丸 三郎君 田辺 哲夫君

同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。
社会福祉士及び介護福祉士法案(閣法第九五号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備に関する法律案(閣法第九四号)
国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(閣議第一号)
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

林業労働法案(村沢牧君外一名発議)
同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

- 一、議案の名称
昭和六十二年度一般会計予算
昭和六十二年度特別会計予算
昭和六十二年度政府関係機関予算
- 一、公聴会の問題
昭和六十二年度総予算について

一、開会の日

昭和六十二年五月十四日

右のとおり議決した。よつて参議院規則第六十二条により承認を求めます。

昭和六十二年四月二十八日

参議院議長 藤田 正明殿

同日内閣から、参議院議員吉川春子君提出米穀闘争のミサイル落下事故に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、五月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく昭和六十一年度首都圏整備に関する年次報告を受領した。

同日内閣から、災害対策基本法第九条の規定に基づく昭和六十年年度において防災に関してとつた措置の概況及び昭和六十二年年度において実施すべき防災に関する計画の報告を受領した。

同日議長は、イヴォ・ヴランデナッチ・ユーゴスラビア社会主義連邦共和国連邦議会議長より次の祝辞を接受した。

日本国民の祝日である天皇誕生日に際し、ユーゴスラビア社会主義連邦共和国連邦議会議長を代表し、また、私自身の名において慶賀の意を表明することは、私の大きな喜びとするところであります。同時に、私どもは、両国国会間の協力が、両国の一層良好な関係に向けて、そして世界の平和と進歩に対する両国共同の貢献に向けて、引き続き強化されるものと確信いたしました。

議長閣下、私の衷心からの挨拶をお受け下さい。また、閣下の御健勝を心より祈念いたします。

去る四月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 下村 泰君 喜屋武眞榮君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

刑事施設法案(閣法第九六号)
刑事施設法施行法案(閣法第九七号)
留置施設法案(閣法第九八号)
海上保安庁の留置施設に関する法律案(閣法第九九号)

去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 小野 清子君 斎藤 文夫君
野末 陳平君 秋山 肇君

辞任 森山 眞弓君 補欠 斎藤 哲男君

同日議長から次の質問主意書が提出された。
高度科学技術の発達に伴い惹起する著作物保護・利用制度の確立に関する質問主意書(田代富十男君提出)
去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任 斎藤 文夫君 補欠 森山 眞弓君

同日議長から次の質問主意書が提出された。
高度科学技術の発達に伴い惹起する著作物保護・利用制度の確立に関する質問主意書(田代富十男君提出)
去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 斎藤 文夫君 補欠 前島英三郎君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
高度科学技術の発達に伴い惹起する著作物保護・利用制度の確立に関する質問主意書(田代富十男君提出)

去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 坂元 親男君 補欠 田辺 哲夫君
前島英三郎君 斎藤 文夫君
広中和歌子君 高桑 栄松君
吉岡 吉典君 近藤 忠孝君
田淵 哲也君 勝木 健司君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 勝木 健司君 補欠 抜山 映子君

同日議長から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。
社会福祉士及び介護福祉士法案(閣法第九五号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

予算委員会

理事 橋本孝一郎君 (田淵哲也君の補欠)

同日議長は、スタンコ・トドロフ・ブルガリア人民共和国人民議会議長より次の祝辞を接受した。

ブルガリア人民共和国人民議会議長を代表し、また、私自身の名において、天皇誕生日に際し衷心より慶賀の意を表します。

私は、閣下の御健勝と閣下の重責における一層の御成功を祈念いたします。また、私は、ブルガリア人民共和国人民議会議と日本国国会との関係が、両国ならびに全世界の平和と安全のために引き続き活発に発展すると確信いたします。

同日議長は、イヴォ・ヴランデッチ・ユーゴスラビア社会主義連邦共和国連邦議會議長宛、次の謝電を発送した。

天皇誕生日に際し、御懇篤なる祝辞をいただき、参議院を代表し、深謝申し上げます。また、閣下の御健勝と貴国の繁栄を祈念いたします。

去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

田中 正巳君

補欠 青木 幹雄君

斎藤 文夫君

上杉 光弘君

田辺 哲夫君

坂元 親男君

近藤 忠孝君

内藤 功君

上田耕一郎君

佐藤 昭夫君

勝木 健司君

柳澤 鍊造君

秋山 肇君

野末 陳平君

決算委員

辞任 佐藤 昭夫君

補欠 上田耕一郎君

議院運営委員

辞任 青木 幹雄君

補欠 田中 正巳君

上杉 光弘君

斎藤 文夫君

坂元 親男君

田辺 哲夫君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活に関する調査会委員

辞任 広中和歌子君

補欠 矢原 秀男君

産業・資源エネルギーに関する調査会委員

辞任 山口 哲夫君

補欠 小野 明君

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 官職名 年月日 異動

農林水産大臣官房 吉村 龍助 林野庁大 昭三・五・一

長官 長官 長官 長官

消防庁次 山越 芳男 (退職) 昭三・四・三〇

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百八回国会政府委員に任命することを承認した。

農林水産大臣官房経理課長 草野 英治君

消防庁次長 片山虎之助君

同日内閣総理大臣から議長宛、農林水産大臣官房経理課長草野英治君外一名(同日議長承認)を第百

八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 上杉 光弘君

補欠 小野 清子君

北 修二君

宮崎 秀樹君

名尾 良孝君

香掛 哲男君

稲村 稔夫君

村沢 牧君

鶴岡 洋君

太田 淳夫君

佐藤 昭夫君

吉川 春子君

内藤 功君

近藤 忠孝君

橋本孝一郎君

山田 勇君

野末 陳平君

秋山 肇君

青木 茂君

平野 清君

決算委員

辞任 香掛 哲男君

補欠 名尾 良孝君

宮崎 秀樹君

北 修二君

議院運営委員

辞任 森山 眞弓君

補欠 上杉 光弘君

吉川 春子君

内藤 功君

同日内閣から、参議院議員田代富士男君提出高度科学技術の発達に伴い惹起する著作物保護・利用制度の確立に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、五月二十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 林 健太郎君

補欠 永野 茂門君

鳩山威一郎君

久世 公堯君

宮崎 秀樹君

鈴木 貞敏君

青木 幹雄君

松浦 孝治君

小野 清子君

寺内 弘子君

林田悠紀夫君

北 修二君

村沢 牧君

稲村 稔夫君

吉川 春子君

吉岡 吉典君

柳澤 鍊造君

勝木 健司君

山田 勇君

橋本孝一郎君

秋山 肇君

野末 陳平君

平野 清君

青木 茂君

決算委員

辞任 永野 茂門君

補欠 林 健太郎君

北 修二君

宮崎 秀樹君

寺内 弘子君

森山 眞弓君

議院運営委員

辞任 久世 公堯君

補欠 鳩山威一郎君

松浦 孝治君

青木 幹雄君

内藤 功君

吉川 春子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

予算委員会

理事 橋本孝一郎君 (橋本孝一郎君の補欠)

去る十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 久世 公堯君

補欠 鳩山威一郎君

昭和六十二年五月二十日 参議院會議録第十一号 議長の報告事項

査掛 哲男君 名尾 良孝君
 永野 茂門君 林 健太郎君
 杉元 恒雄君 田沢 智治君
 北 修二君 本村 和喜君
 鈴木 貞敏君 林田悠紀夫君
 寺内 弘子君 宮崎 秀樹君
 太田 淳夫君 広中和歌子君
 塩出 啓典君 鶴岡 洋君
 吉岡 吉典君 下田 京子君
 野末 陳平君 秋山 肇君

決算委員

辞任

名尾 良孝君
 林 健太郎君
 宮崎 秀樹君

補欠

査掛 哲男君
 永野 茂門君
 寺内 弘子君

議院運営委員

辞任

鳩山威一郎君
 本村 和喜君

補欠

久世 公堯君
 北 修二君

同日議長は、スタンコ・トドロフ・ブルガリア人
 民共和国人民議会議長宛、次の謝電を発送した。

天皇誕生日に際し、御懇篤なる祝辞をいただ
 き、参議院を代表し、深謝申し上げます。

私も、閣下と同様に、両国議会間の一層の発展
 を希望するとともに、閣下の御健康を祈念しま
 す。

去る十二日議長において、次のとおり常任委員の
 辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

田沢 智治君
 名尾 良孝君

補欠

杉元 恒雄君
 福田 幸弘君

坂元 親男君 北 修二君
 宮崎 秀樹君 森山 眞弓君
 広中和歌子君 中西 珠子君
 秋山 肇君 野末 陳平君

決算委員

辞任

福田 幸弘君
 森山 眞弓君

補欠

名尾 良孝君
 宮崎 秀樹君

辞任

北 修二君
 坂元 親男君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され
 た。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付
 託した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づ
 き、公共職業安定所及びその出張所の設置等に
 関し承認を求めの件(閣承認第一号)

去る十三日議長において、次のとおり常任委員の
 辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

福田 幸弘君
 松浦 孝治君
 本村 和喜君
 近藤 忠孝君
 下田 京子君
 野末 陳平君
 青木 茂君

補欠

名尾 良孝君
 木宮 和彦君
 坂元 親男君
 神谷信之助君
 佐藤 昭夫君
 秋山 肇君
 木本平八郎君

決算委員

辞任

名尾 良孝君

補欠

福田 幸弘君

議院運営委員
 辞任 木宮 和彦君 補欠 松浦 孝治君
 坂元 親男君 本村 和喜君
 去る十四日議長において、次のとおり常任委員の
 辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

坂山 映子君

補欠

関 嘉彦君

法務委員

辞任

関 嘉彦君

補欠

坂山 映子君

大蔵委員

辞任

吉岡 吉典君

補欠

佐藤 昭夫君

文教委員

辞任

佐藤 昭夫君

補欠

吉岡 吉典君

予算委員

辞任

木宮 和彦君
 野沢 太三君
 鳩山威一郎君
 粕谷 照美君
 矢田部 理君
 鶴岡 洋君
 神谷信之助君
 佐藤 昭夫君

補欠

福田 幸弘君
 本村 和喜君
 中曾根弘文君
 青木 薪次君
 稲山 篤君
 及川 順郎君
 上田耕一郎君
 橋本 敦君

決算委員

辞任

中曾根弘文君
 福田 幸弘君

補欠

鳩山威一郎君
 田中 正巳君

及川 順郎君 鶴岡 洋君
 上田耕一郎君 佐藤 昭夫君
 橋本 敦君 近藤 忠孝君
 議院運営委員
 辞任 田中 正巳君 補欠 木宮 和彦君
 本村 和喜君 野沢 太三君
 青木 薪次君 粕谷 照美君
 稲山 篤君 矢田部 理君

産業・資源エネルギーに関する調査会

理事 小野 明君 (小野明君の補欠)
 理事 橋本孝一郎君 (橋本孝一郎君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつ
 て議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国
 会の議決を求めの件(閣議第一号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
 れた。よつて議長は即日これを沖繩及び北方問題
 に関する特別委員会に付託した。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置
 に関する法律の一部を改正する法律案(上草義
 輝君外二十名提出)(衆第一三三号)

同日委員長及び調査会長から次の報告書が提出さ
 れた。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律案
 (閣法第八八号)審査報告書

総合保養地域整備法案(閣法第八〇号)審査報告
 書

刑事確定訴訟記録法案(閣法第八七号)審査報告
 書

昭和六十二年五月二十日 参議院會議録第十一号 議長の報告事項

産業・資源エネルギーに関する調査報告書(中間報告)

同日議員から次の質問主意書が提出された。税制改革に関する再質問主意書(木本平八郎君提出) 去る十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

嘉彦君

補欠

抜山 映子君

法務委員

辞任

抜山 映子君

補欠

嘉彦君

大蔵委員

辞任

佐藤 昭夫君

補欠

吉岡 吉典君

文教委員

辞任

吉岡 吉典君

補欠

佐藤 昭夫君

予算委員

辞任

林 健太郎君

補欠

上杉 光弘君

坂野 重信君

寺内 弘子君

中曾根弘文君

宮崎 秀樹君

本村 和喜君

田辺 哲夫君

青木 新次君

粕谷 照美君

稲山 篤君

糸久八重子君

上田耕一郎君

内藤 功君

橋本 敦君

近藤 忠孝君

勝木 健司君

抜山 映子君

喜屋武眞榮君

下村 泰君

決算委員

辞任

寺内 弘子君

補欠

坂野 重信君

宮崎 秀樹君

中曾根弘文君

近藤 忠孝君

橋本 敦君

抜山 映子君

勝木 健司君

議院運営委員

辞任

上杉 光弘君

補欠

林 健太郎君

田辺 哲夫君

本村 和喜君

粕谷 照美君

青木 新次君

矢田部 理君

稲山 篤君

同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを科学技術特別委員会に付託した。

宇宙開発基本法案(塩田啓典君外一名発議(参第二号))

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案(衆第一五号)

社会労働委員会に付託

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一三三号)

沖繩及び北方問題に関する特別委員会に付託

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七一号)

多数国間投資保証機関への加盟に伴う措置に関する法律案(閣法第七二号)

商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の実施のための関係法律の整備

に関する法律案(閣法第九四号)

大蔵委員会に付託

医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案(閣法第四一号)

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案(閣法第二六号)

地方自治法第五十六第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件(閣承認第二号)

社会労働委員会に付託

特許法等の一部を改正する法律案(閣法第四二二号)

郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律案(閣法第一四号)

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案(閣法第五四号)

通信委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第三五号)

内閣委員会に付託

年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案(閣法第三三三号)

社会労働委員会に付託

郵便貯金法の一部を改正する法律案(閣法第二三三号)

通信委員会に付託

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

森林法の一部を改正する法律案(閣法第一〇〇号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

原子爆弾被害者等援護法案(田口健二君外五名提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員吉川春子君提出米穀調機のミサイル落下事故に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、社会保障制度審議会設置法第九条の規定に基づく昭和六十一年度社会保障制度審議会報告書を受領した。又同日内閣から、国土利用計画法第三条の規定に基づく昭和六十一年度国土の利用に関する年次報告書を受領した。

去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

上杉 光弘君

補欠

林 健太郎君

郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律案(閣法第二四号)

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案(閣法第二五号)

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

原子爆弾被害者等援護法案(田口健二君外五名提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員吉川春子君提出米穀調機のミサイル落下事故に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、社会保障制度審議会設置法第九条の規定に基づく昭和六十一年度社会保障制度審議会報告書を受領した。又同日内閣から、国土利用計画法第三条の規定に基づく昭和六十一年度国土の利用に関する年次報告書を受領した。

去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

田辺 哲夫君 野沢 太三君
 寺内 弘子君 坂野 重信君
 福田 幸弘君 永野 茂門君
 宮崎 秀樹君 鳩山威一郎君
 糸久八重子君 村沢 牧君
 粕谷 照美君 上野 雄文君
 及川 順郎君 馬場 富君
 高桑 栄松君 鶴岡 洋君
 近藤 忠孝君 佐藤 昭夫君
 内藤 功君 吉川 春子君
 坂山 映子君 小西 博行君

決算委員

坂野 重信君 寺内 弘子君
 永野 茂門君 福田 幸弘君
 鳩山威一郎君 宮崎 秀樹君
 鶴岡 洋君 及川 順郎君
 佐藤 昭夫君 近藤 忠孝君
 勝木 健司君 坂山 映子君

議院運営委員

野沢 太三君 田辺 哲夫君
 林 健太郎君 上杉 光弘君
 吉川 春子君 内藤 功君

内閣委員

吉川 春子君 補欠 佐藤 昭夫君

文教委員

佐藤 昭夫君 補欠 吉川 春子君

社会労働委員

對馬 孝且君 補欠 本岡 昭次君

商工委員

對馬 孝且君 補欠 本岡 昭次君

予算委員

永野 茂門君 補欠 大塚清次郎君

議院運営委員

大塚清次郎君 田中 正巳君 補欠 永野 茂門君

決算委員

永野 茂門君 補欠 大塚清次郎君

文部省

永野 茂門君 補欠 大塚清次郎君

社会労働委員

對馬 孝且君 補欠 本岡 昭次君

商工委員

對馬 孝且君 補欠 本岡 昭次君

予算委員

永野 茂門君 補欠 大塚清次郎君

議院運営委員

大塚清次郎君 田中 正巳君 補欠 永野 茂門君

文部省

永野 茂門君 補欠 大塚清次郎君

社会労働委員

對馬 孝且君 補欠 本岡 昭次君

商工委員

對馬 孝且君 補欠 本岡 昭次君

予算委員

永野 茂門君 補欠 大塚清次郎君

議院運営委員

大塚清次郎君 田中 正巳君 補欠 永野 茂門君

文部省

永野 茂門君 補欠 大塚清次郎君

任を許可し、その補欠を指名した。

社会労働委員

對馬 孝且君 補欠 本岡 昭次君

商工委員

對馬 孝且君 補欠 本岡 昭次君

予算委員

永野 茂門君 補欠 大塚清次郎君

議院運営委員

大塚清次郎君 田中 正巳君 補欠 永野 茂門君

文部省

永野 茂門君 補欠 大塚清次郎君

社会労働委員

對馬 孝且君 補欠 本岡 昭次君

商工委員

對馬 孝且君 補欠 本岡 昭次君

予算委員

永野 茂門君 補欠 大塚清次郎君

議院運営委員

大塚清次郎君 田中 正巳君 補欠 永野 茂門君

文部省

永野 茂門君 補欠 大塚清次郎君

社会労働委員

對馬 孝且君 補欠 本岡 昭次君

商工委員

對馬 孝且君 補欠 本岡 昭次君

予算委員

永野 茂門君 補欠 大塚清次郎君

議院運営委員

大塚清次郎君 田中 正巳君 補欠 永野 茂門君

文部省

永野 茂門君 補欠 大塚清次郎君

関する施策についての文書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 官職名 異動後の氏名 官職名 年月日
 法務省保護局長 俵谷 利幸 最高検察庁公安部長 昭三・五・二六

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百八回国会政府委員に任命することを承認した。

法務省保護局長 栗田 啓二君

同日内閣総理大臣から議長宛、法務省保護局長栗田啓二君(同日議長承認)を第百八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

本日委員長から次の報告書が提出された。

昭和六十二年一般会計予算、昭和六十二年特別会計予算及び昭和六十二年政府関係機関予算審査報告書

憲政功労年金法の一部を改正する法律案(衆第一一〇号)審査報告書

那覇空港における管制用レーダーの電波障害に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十二年三月二十五日 菅原武貞案

参議院議長 藤田 正明殿

昭和六十二年五月二十日 参議院会議録第十一号 質問主意書及び答弁書

那覇空港における管制用レーダーの電波障害に関する質問主意書

昭和六十二年三月十七日付け琉球新報によれば、いわゆる「軍民共用」空港である那覇空港で、着陸誘導用レーダーの画像が乱れる電波障害が発生し、民間機の運航に支障を与えているとのことである。

電波障害は一日平均二回も発生し、レーダー画面が真っ白になったり、機影が一瞬消えたりするような画像の乱れは三十秒ないし二分間ぐらい続くという。航空機は、進入時の七分間と離陸時の四分間が最も事故の危険度が高いという。このような空港管制の重要な段階で、レーダー機能が障害を受けることは、重大な事故につながる危険性が強い。

管制官らで組織する全運輸沖縄航空支部によれば、このような障害については、五年前から当局に対し指摘していたことであり、さらに、その障害の発生原因は、自衛隊那覇基地に配備されている航空自衛隊のF4ファントム戦闘機に搭載されたエアポーン・レーダー(敵機探索用レーダー)と那覇空港の海側に設置されている航空自衛隊の地对空ナイキミサイルの誘導レーダーである疑いが強いという。周知のとおり、那覇空港は、離島県沖縄と本土間を結ぶ、また、多島県沖縄の各離島と沖縄本島間を結ぶ、唯一の中核的民間空港である。従つて、民間機の離着陸の頻度が極めて高い。大事故が起つてからでは遅いのである。「転ばぬ先の杖」ともいう。

よつて以下の質問をする。
一 政府は、報道されている電波障害の事実を確認しているか。

二 政府は早急に原因を調査し、沖縄県民と国民の前に調査結果を明らかにすべきであると思ふが、その用意はあるか。

三 調査の結果、その電波障害の発生原因が、先に述べた航空自衛隊の航空機搭載レーダー、またはナイキミサイルの誘導レーダーであると判明した場合には、防衛庁は、いかなる対策をとるつもりか、明らかにされたい。

四 何度も繰り返しているが、那覇空港の民間空港専用化は沖縄県民の悲願であり、また復帰の際の政府の公約でもある。しかしながら復帰十五年後の今日、未だに実現しないどころか、逆に自衛隊基地の強化の動きが見られることは、まことに遺憾である。

政府も、私の質問に対する答弁書(内閣参質一〇八第二号)において、「自衛隊の使用する飛行場と民間の使用する飛行場は分離されていることが望ましい」と認めている。

飛行場の分離を望ましいこととするならば、一日も早くそれを実現すべく努力することが、行政の責任である。那覇空港の飛行場分離計画の有無及び民間専用化のタイム・テーブルを示されたい。

昭和六十二年四月二十一日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出那覇空港における管制用レーダーの電波障害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出那覇空港における管制用レーダーの電波障害に関する質問に対する答弁書

一から三までについて
那覇空港の着陸誘導用レーダーに電波干渉が発生することがあることは承知しているが、当該電波干渉が民間航空機の運航に支障を与えているという事実はないと承知している。

那覇空港の着陸誘導用レーダーに発生することがある電波干渉については、現在までのところ、その原因を特定するには至っていない。政府としては、民間航空機の運航の安全に万全を期すため、今後とも原因究明のための調査を行い、所要の対策を講じていく考えである。

四について
現在のとこ那覇空港の共用をやめる考えはないが、一般論としては、自衛隊の使用する飛行場と民間の使用する飛行場は分離されていることが望ましいと考えており、その意味で、那覇空港についても、この問題を長期的には検討することはあり得ると考えている。

疎開船「対馬丸」に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十二年四月二日

喜屋武眞榮

参議院議長 藤田 正明殿

疎開船「対馬丸」に関する再質問主意書
疎開船「対馬丸」に関し、昭和六十二年二月四日

付けて行つた私の質問主意書に対し、答弁書(内閣参質一〇八第五号)が送付されたが、政府は紋切り型の冷淡極まる答弁に終始し、誠に遺憾に耐えない。

かかる態度よりすれば、政府は問題の本質を把握せず、また沖縄県民の心に対する感性を喪失していると言われても止むを得ないであろう。

我が国においては、今日まで遺骨収集は、陸上では沖縄県を始めとして鋭意進められてきたが、海中の遺骨については、人目に触れないこともあつて、なおざりにされてきた。遺骨収集問題において、最も心すべきことは、死者の鎮魂、遺族の心であつて、答弁書のいうような、遺骨が人目につくか否かといったことは二次的な問題であらう。私は、長い議員生活において対馬丸問題を一貫して追求してきたが、遺族に対する援護といひ、遺骨収集といひ、政府の態度は始終消極的であつた。曲がりなりにも援護措置がとられ、対馬丸の沈没位置が発表されるに至つたのも、関係者の積年の努力によつて、政府が重い腰を上げざるを得なかつたのが真相ではないか。

遺族の心情を考へるとき、私は、前記答弁書に納得するわけにはいかない。本問題の解決を願つて、以下のとおり再質問を行う。

一 答弁書の「一」について
(一) 答弁書では「沈没艦船内の遺骨収集については、海自体が戦没者の安眠の場所であるとの考え方に基づき、原則としてこれを行わぬが」とする。

1 海自体が戦没者の安眠の場所であるとする考え方はどこからきたのか。国際的に認められたものかどうか、あるいは、政

府が決めたものなのか、その根拠を明らかにされたい。

なお、水田援護局長は、昨年三月三十一日の本院予算委員会において、船中で死者が生じた場合、水葬に付すのが国際的慣行になつてゐることをこの考え方の根拠に挙げてゐるようだが、水葬は主として衛生上の理由から緊急避難的に行われる措置であつて、これをもつて、海が死者の安眠の場所であると積極的に言えるのか。あるいは、百歩譲つて、これは船乗りや軍人など海のプロについては言い得ても、一般人(本件の場合、学童が主体)についても言い得るのか。

2 本問題の重要なポイントであるが、戦没者の安眠の場所をいずれとするかは、誰が決めるべきことなのか。故人の意思の表明があれば当然それにより、それがない場合は遺族の意向に従つて決められるべきではないのか。本件の場合、遺族の意向が、これを沖繩の土としてゐるのは明らかである。かかる意向に反して、政府その他が一方的に安眠の場所を海とすると決定できるのか。決定できると考えるのならば、その根拠を示されたい。

3 これまでの政府の答弁書は、海中の遺骨収集を行わないのは、専ら技術的に不可能だからだとするものであつたが、昨年の前記予算委員会における答弁及び今次の答弁書から、にわかには「海中安眠論」が浮上してきた。政府において方針を変更したのか。変更したのだとすれば、その理由は何か。

過去の方針とも一貫した、整合性のある説明を行われたい。

4 陸上の遺骨収集については政府はこれを推進してきてゐるが、未収集遺骨についての調査はなされてゐるか。調査の現状及び今後の収集計画を明らかにされたい。

さらに、海中の遺骨についての調査の実施の有無を、また、南西諸島方面での沈船に対する巡洋慰霊が行われると聞くが、同方面における沈船の名称、位置、水深、推定遺骨数等を明らかにされたい。

(二) 答弁書では、「例外的に、遺骨が人目にさらされてゐて遺骨の尊厳が損なわれるような特別な状況にあり、かつ、その沈没艦船内の遺骨収集が技術的にも可能な場合には、これを行うこととしてゐる。」とする。

私は、前記のごとく、遺骨収集については、人目にさらされてゐるか否かといった世間的基準でなく、遺族の気持ちをも優先に考えるべきだと思ふ。遺族が収集を要望する場合には、技術上・国家財政上の制約の範囲内で国が収集すべきであり、それが、戦争を行つた国家の責任ではないのか。(収集に当たつて、人目に触れるものを先に行うことはあつても良い。)遺骨収集に対する認識につき、政府の見解を明確に答弁されたい。

また、水田局長は、素人のダイバーの潜水限度約三十メートルの範囲で遺骨収集を行つてゐる旨答弁してゐる。一方、昭和五十九年十二月十八日の私に対する答弁書(内閣参質一〇二第二号)では、「現在の技術では、潜水士による潜水作業の可能な水深は、高度の技

術を駆使しても百メートルから百五十メートル程度が限界である。」とする。このように、政府答弁によつても、現在収集を行つてゐる水深三十メートル程度のもののほかに、三十百五十メートル程度のものが技術的にはほぼ収集可能と思われる。

我が国周辺海域において、この範囲の遺骨の概況を政府は調査してゐるか。

二 答弁書の「二」について

(一) 先の質問主意書で、私は、現状では対馬丸遭難者の遺骨収集・引上げが技術的に容易でないことを認めつつ、せめて遺族会が要望する対馬丸沈没地点の確認に政府が前向きに対処されることを要望したにもかかわらず、答弁書は、「対馬丸の遺骨収集は行わないこととしており、また、対馬丸の沈没した位置が必ずしも明確でなく、これを発見するためには、広い範囲にわたる調査を要することなどの困難があり、沈没地点の確認を行う考えはない。」とする。

1 政府は沈没地点の確認を行わない理由の第一に、遺骨収集を行わないことを挙げるが、先の質問主意書で明らかにしたとおり、たとえ遺骨収集ができないとしても、沈没地点の確認には大きな意味がある。なぜ政府は、遺骨収集を行わない以上は沈没地点の確認をしないといつた、かたくなな態度をとり続けるのか。

2 沈没地点確認の技術上の困難についてであるが、その推定位置四個所がすでに政府から発表されている。また、昨年の予算委員会での内田科学技術庁研究調整局長の答

弁が明らかにしてゐるように、音波探査、サイドスキャンソナー、水中カメラ等による探査に加えて、海洋科学技術センターの「しんかい二〇〇〇」を活用すれば(昭和五十九年十二月十八日の答弁書において、政府は「しんかい二〇〇〇」の最深調査地点を「千七百六十五メートル」と明らかにしており、これは対馬丸の推定深度八百メートルの二倍余である)、「困難」が克服できないとは考えられない。なぜ、踏み切らないのか。

財政上の理由から行わないとするのなら、差し当たり、調査位置、期間などを限定して第一回の調査を行うことも考え得るが、その考えはあるか。

(二) 答弁書では、「昭和六十二年度には、対馬丸の沈没した海域において、海上からの慰霊巡拝を行うこととしてゐる。」とする。

1 「巡拝」の対象とするのは、対馬丸だけか。その他の沈船も含まれるのか。含まれる場合には、「巡拝」の概要を明らかにされたい。

2 対馬丸に關しての慰霊をどのように行うのか。通常、海上慰霊に当たつては、読経、花束の投下等の行事が行われるが、これを発表されている四地点でそれぞれ行うのか。仮に然りとすれば、対馬丸がその地点に沈没してゐる確率は四分の一であり、これでは四分の一慰霊といわれても止むを得ないであろう。さらに、いずれかの一地点のみでこれを行うことにも根拠はない。いずれにせよ、沈没地点の確認がなされな

い限りはかかる事態は避けられず、真の慰霊とはほど遠いと言わざるを得ない。
 このような理由からも、政府は対馬丸沈没地点確認に前向きに対処すべきだと思ふが、どうか。

以上、各項目に分けて再質問を行ったが、私は、冒頭に記したごとく、今日においてもなお政府は、本問題に関する十分な認識と感性を有していないと断ぜざるを得ない。本件のような問題は、沖縄県民、ひいては日本国民すべての「戦争と平和」、「生者と死者」にかかわる問題であり、戦後四十有余年を経た現在においても決して風化させてはならず、逝きし者の鎮魂のため、生ける者の果たすべき課題だと考ふる。

政府においても私の質問の真意を理解され、拙速によらず、誠実に、脱漏なく、各項目を検討の上、答弁されんことを要望する。
 右質問する。

昭和六十二年四月十七日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員喜屋武真榮君提出疎開船「対馬丸」に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武真榮君提出疎開船「対馬丸」に関する再質問に対する答弁書

一の(一)について
 1及び2 古くから航海中の死亡者について水葬に付することが広く行われてきたことなどの事実に着目して、一般的には海自体が戦没者の安眠の場所であるとの認識の下に、沈没

艦船内の遺骨収集は、例外的に、遺骨が目に見えらされていて遺骨の尊厳が損なわれるような特別な状況にあり、かつ、その沈没艦船内の遺骨収集が技術的にも可能な場合に限り、これを行うこととしている。

3 沈没艦船内の遺骨収集についての政府の基本的な考え方は、従来から1及び2において述べたとおりであり、変わっていない。

4 陸上の遺骨の収集は、在外公館、民間等から寄せられる情報に基づいて行っており、あらゆる機会を通じてこれらの情報の収集を図っている。昭和六十二年度においては、フィリピン、ソロモン諸島、マリアナ・パラオ諸島、沖縄及び硫黄島の五地域を予定している。

沈没艦船内の遺骨の調査については、例外的に遺骨収集を行った事例を除き、行っていない。

また、南西諸島方面における沈没艦船としては、百三十二隻把握しており、その名称は別記のとおりである。これらの沈没艦船の船体捜索は行っていないので、正確な沈没位置及び水深は不明である。沈没艦船内の遺骨数については、かなりの数の乗船者が海上に脱出していること等が推測されることから、推定することは不可能である。

一の(二)について
 沈没艦船内の遺骨の収集については、一の(一)についての1及び2において述べたとおりである。

また、一般的に沈没艦船内の遺骨収集は、水深が浅い場合であっても、潮流の強さ、沈没艦

船の複雑な内部構造等のため、極めて困難で危険な作業を必要とするものであり、沈没位置の水深のみによつて遺骨収集が可能であると判断することは適当でないと考えている。

なお、水深三十から百五十メートルの範囲での遺骨の調査は行っていない。

二の(一)について
 1 対馬丸遭難者については、船内にとどまつて亡くなった方々のほか、船から脱出した後に亡くなった方々が多数いるものと推測されることから、海上からの慰霊巡拝は、このいずれの方々をも対象とし、対馬丸が沈没した可能性のある四つの地点を含む広い海域を対象として行うこととしている。したがつて、船体捜索を行つて沈没艦船の正確な位置を確認することまでは必ずしも必要ではないものと考えている。

2 対馬丸の正確な沈没地点を確認することについては、広い範囲にわたる調査を要することなどの困難があり、また多額の費用を要するものとの予想されるが、仮に正確な沈没地点を確認することができたとしても、船体が水深八百メートル以上の深海にあると推定されることから、遺骨収集は技術的に不可能であり、また、1において述べたとおり、対馬丸の慰霊巡拝を行うためには、必ずしも必要ではないと考えている。

二の(二)について
 1 昭和六十二年度においては、対馬丸の沈没した可能性のある海域を含む南西諸島方面において、対馬丸その他の沈没艦船を対象に、海上からの慰霊巡拝を行うこととしており、

その概要は次のとおりである。

- ① 日程 十八日間(予定)
 - ② 巡拝を行う海域 南西諸島海域等(予定)
- (一)についての1において述べたように、船内にとどまつて亡くなった方々のほか船から脱出した後に亡くなった方々も多数いるものと推測されることから、対馬丸が沈没した可能性のある四つの地点を含む広い海域を対象として、花束の投下等を行うことにより行うこととしている。

別記

南西諸島方面における沈没艦船の名称

- あかつき丸、飛鳥丸、熱田丸、粟田丸、安山丸、伊号第八潜水艦、伊号第四十四潜水艦、伊号第五十六潜水艦、伊号第三百六十一潜水艦、一心丸、雲龍、大立、海威、開城丸、華頂山丸、金山丸、嘉義丸、鷗、菊丸、杵崎、暁光丸、極洋丸、玉嶺丸、慶山丸、月洋丸、玄武丸、興生丸、興西丸、江蘇丸、江竜丸、三嘉丸、山光丸、四川丸、春泰丸、松江丸、新浦丸、静洋丸、関丸、石洋丸、荏河丸、曾文丸、第五沖ノ山丸、第十号海防艦、第四十二号海防艦、第八十八号海防艦、第四百九十三号魚雷艇、第四百九十六号魚雷艇、第四百九十八号魚雷艇、第五百号魚雷艇、第八百五号魚雷艇、第八百六号魚雷艇、第八百九号魚雷艇、第八百十号魚雷艇、第八百十二号魚雷艇、第八百八十三号魚雷艇、第八百十四号魚雷艇、第八百二十号魚雷艇、第八百二十三号魚雷艇、第三十七号駆潜艇、第五十八号駆潜艇、第十五号掃海艇、第十七号輸送艇、第百五十八号輸送艇、第百七十三号輸送艇、第十九護国丸、第十六昭南丸、第六

昭和丸、第二新東丸、第五大成丸、第三筑紫丸、第一南海丸、第二南興丸、第三南薩丸、第六博多丸、第十一星丸、第二丸神丸、第三十一郵船丸、大連丸、大安丸、大海丸、大建丸、泰仁丸、大信丸、大仁丸、台中丸、大倫丸、鷹島、高端丸、多喜丸、立神、丹後丸、ちとせ丸、鳥海丸、長白山丸、対馬丸、燕、鉄山丸、道佐丸、東京丸、道了丸、富山丸、とよさか丸、南洋丸、南陽丸、西山丸、日輪丸、沼風、万陵丸、彦山丸、広田丸、福浦丸、福成丸、富士丸、武州丸、富津丸、宝永丸、澎湖丸、宝来丸、宝嶺丸、益山丸、真鶴、南丸、宮古丸、弥彦丸、琉球丸、嵩山丸、呂宋丸、呂号第四十一潜水艦、呂号第四十六潜水艦、呂号第四十九潜水艦、呂号第五十六潜水艦、呂号第九潜水艦

日本がさらされている軍事脅威に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十二年四月二日

本木平八郎

参議院議長 藤田 正明殿

日本がさらされている軍事脅威に関する再質問主意書

昭和六十二年三月十七日付け内閣参質一〇八第七号「日本がさらされている軍事脅威に関する質問に対する答弁書」(以下、答弁書という。)について以下質問する。

一 答弁書の三において、政府は「侵略しようとする「意図」は状況いかんによつて変化しやすいものであり、かつ、外部から察知しにくいものであるため、通常、防衛力整備を考える場合には、侵略意図よりも軍事能力に着目すべきである」と述べている。もしそういう観点に立つとすれば、現在日本周辺における最大の軍事大国は米國であり、しかも米國は日本国内に百力所以上の軍事基地を有して「意図いかんによつては」簡単に日本を制圧できるポジションにある。従つて、日本としては防衛を考える場合、真つ先に米國からの軍事脅威を想定しなければならぬはずである。ところが、政府が米國を除外、否、最友好國として軍事脅威の対象から外しているのは、専ら「意図」の計算に基づくからではないのか。もしそうだとするとわが國の防衛力の整備に当たつては、侵攻能力保有國の軍事能力に加えて、意圖を考慮にいれるべきであると考え、政府の見解を示されたい。

二 防衛力の大きさは、平時と有事では大きな差があり、また国際間の緊張の度合いによつても大幅に変更されるべきことは一般的な常識であると思うが、政府は、侵攻能力保有國の軍事脅威の増減によつて、日本の防衛力を増減させる考えを有しているのか、示されたい。

三 軍事費は、少しでも油断すればすぐ増大する性向をもつものであり、常に「軍事費を軽減できないか」とチェックする姿勢が必要である。これに関して「我が國に対する差し迫つた脅威が現在あることは考えていない」と答弁書の四でも認めているにもかかわらず、毎年、防衛費予算を棒上げに増額させているのは、どういう根拠に基づくものであるか示されたい。

四 答弁書の七の(1)において、「政府は、(中略)國會における審議に際しては、國家の安全と利益に支障が生じない限り、(後略)」と答弁しているが、防衛力に関して「國家の安全と利益にまず考えを致し、責任を持つべきは、行政府立法府の、いずれと政府は考えているか示されたい。

また答弁書の説明では、行政府が國家の安全と利益に責任を持ち、それに支障のない範囲で立法府に因与させると受け取れるが、そのような解釈に立つているのか政府の見解を問う。

五 答弁書の七の(1)において、「必要な各種資料等もできる限り提出している」とあるが、これが不足しているから更に突つ込んだ説明を求めているのであつて、政府は侵攻能力保有國の靜態的な軍事能力についての資料のみで、防衛予算審議に必要な十分資料であると考えているのか見解を示されたい。

六(1) 答弁書の九の(1)について、「中期防衛力整備計画」の第二年度として、その着実な実施を図ることとし」とあるが、経済・財政状況の芳しくない本年度に、百パーセント着実に実施する必要はないのではないか。また、答弁書の最後において「減額することはできない」と決めつけているが、國民の常識として、〇・五パーセントならともかく、〇・〇〇五パーセント程度の合理化ができないはずはないと考える。防衛費についていかなる削減の合理化を講じたのか具体例を示されたい。

七 政府は答弁書において、文民統制を強調している。しかし、最近防衛庁全体が制服化し、更に、自民党内閣自体も「永年政權の座にあるため、防衛問題については防衛力強化を信仰的に「是」とする思い込み」により、考え方が制服化していると思われ、文民統制の実効が薄れているように思われる。この点政府はどのように自覚しているか、見解を示されたい。

八 國會議員に対する「侵攻能力保有國の脅威」説明には、國家機密であり、全く説明できないとするのではなく、話をしてもよいグレイゾーンがあるはずである。また数値なども具体的かつ詳細に示さなくても、概数かつ口頭説明によつても相手を理解させ納得させることは可能なはずである。それにもかかわらず、「國家機密なり」として口頭説明すら拒否することは議會制民主主義に対する不適な態度としか言えない。総じて防衛庁の姿勢は、「國會議員に情報

を公開し、理解と納得を求めぬ」誠意と熱意に欠けると思うが、政府の所見を伺いたい。

九 いわゆるスパイ防止法案の再提出がうわさされているが、防衛に関する限り、国家機密の内容と範囲が明示されることが前提で、それを政府の恣意的な決定に委ねることは恐怖政治につながり、極めて危険である。今回の質問主意書を提出するに至る過程における防衛庁の姿勢は正に私の危惧する方向を向いていると感じるが、政府の所見を示されたい。

昭和六十二年四月二十四日

内閣総理大臣 中曽根康弘

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員木本平八郎君提出日本がさらされている軍事脅威に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木本平八郎君提出日本がさらされている軍事脅威に関する再質問に対する答弁書

一について

我が国は、現在の国際社会においては、単独で国の安全を確保することは困難であると考えられており、自由と民主主義という基本的価値観を共有する米国の安全保障体制を基調として外部からの侵略に対処することとしている。

したがって、政府としては、我が国を防衛する条約上の義務を有している同盟国である米国の軍勢力は、我が国自らの防衛力とあいまつて

我が国に対する侵略を未然に防止する力であると考えている。

二について

我が国に対する侵略の態様は様々であり、あらかじめ一概に述べることは困難であるが、政府の防衛力の整備、維持及び運用に関する現在の考え方は、「防衛計画の大綱」(昭和五十一年十月二十九日閣議決定。以下「大綱」という。)に示しているとおりでである。

この「大綱」は、その策定当時の国際情勢の基本的枠組みを前提として、我が国が、平時において十分な警戒態勢をとり得るとともに限定的かつ小規模な侵略までの事態に対処し得る防衛力を保有し、かつ、米国の安全保障体制を堅持することによつて、我が国に対するあらゆる侵略を未然に防止することとしている。

また、「大綱」は、情勢に重要な変化が生じ、新たな防衛力の態勢が必要とされるに至つたときには円滑にこれに移行し得るよう配慮しておくことも定めている。

なお、右に述べた「限定的かつ小規模な侵略」の規模、内容等が諸外国の軍備の動向、技術的水準の動向等により変動する面があることは、かねてから述べているとおりでである。

三及び六の(1)について

(1) 政府は、防衛力整備に当たつては、従来から述べているとおり、「大綱」に定める我が国が平時から保有しておくべき防衛力の水準の早期達成を図ることを基本方針としている。このため、一昨年九月には、この水準の達成を図ることを目標とする中期防衛力整備計画

を策定し、現在、その着実な実施に努めているところであるが、これは、防衛力の整備に当たつては、長期的視野に立つて継続的かつ計画的な努力を行うことが重要であると考えていることによるものである。

(2) 昭和六十二年度予算の編成に当たつては、中期防衛力整備計画の第二年度目として、主要な正面装備について同計画を平準的に実施するため必要な数量を確保するとともに、正面と後方の均衡のとれた質の高い防衛力を整備するため、所要の経費を計上することとしたものである。

(3) かかる観点から、正面装備及び後方分野の各種施策につき計上すべき事業を精査し、厳しい財政事情を勘案して引き続き経費の抑制を図りつつ、円高、油価格の低下等も踏まえ、全体規模の圧縮に努めたところであり、こうしたぎりぎりの調整の結果、昭和六十二年防衛関係費三兆五千七百七十四億円が決定されたもので、その伸び率(五・二パーセント)は、昭和三十五年度以来の低い伸びとなっている。

四について

我が国の防衛に関する事務は、もとより国会のコントロールの下に行われるべきものであると考えている。御指摘の「国家の安全と利益に支障が生じない限り」との記述は、国会における審議に際しての説明及び資料の提出に関して述べたものであつて、国家の安全と利益に係る立法府の関与について御指摘のような解釈に立っていないことは言うまでもない。

五、六の(2)、八及び九について

(1) 政府は、先の答弁書において述べたとおり、国会による文民統制の機能が十分発揮できるよう、従来から、国会における審議等に際しては、国家の安全と利益に支障が生じない限り、防衛力整備の考え方、国際軍事情勢等を誠意をもつて説明し、必要な各種資料等もできる限り提出しているところである。

しかしながら、国の防衛に関する事項に係る提出資料や説明の内容については、事柄の性質上おのずから限度があり、資料の提出や説明を控えざるを得ない場合があつてもやむを得ないと考えている。

いずれにせよ、今後とも、政府の立場から許される最大限の協力をすべきものと考えている。

(2) 現在の防衛庁における秘密の取扱いは、安易に秘密の指定が行われることがないように努めるとともに、秘密の指定が行われている文書等について絶えず見直しを行っているところであり、今後とも秘密とされるべきでない事項が秘匿されることのないよう努めてまいりたい。

七について

政府としては、文民統制の原則の下に自衛隊を厳格に管理運営しているところであり、御指摘のように文民統制の実効が薄れているとは考えていない。

米戦闘機のミサイル落下事故に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十二年四月二十一日

吉川 春子

参議院議長 藤田 正明殿

米戦闘機のミサイル落下事故に関する質問主意書

去る四月三日、広島・島根両県境上空を飛行中の米海兵隊岩国基地所属の戦闘機F4ファントムが同基地に帰投中、ミサイルを落下させるといふ重大事故が発生した。

しかるに事故発生以来二週間を経過した今なお、ミサイルは発見されておらず、その爆発の可能性が存在することから、関係地方自治体と住民はいつそう不安をつのらせているところである。岩国基地の米軍機による事故は一九四八年以来主なものでも四十三件にもぼつてゐる。同基地の存在は地域住民の安全を脅かすものであり、根本的には、米軍基地の撤去、日米安保条約の廃棄こそが、住民の生命・財産の安全を確保する最大の保障であると考ええる。

この事故が引き起こした関係住民の不安を解消するため、ミサイルの早期発見と原因の徹底解明、再発防止措置に万全を尽くすことが求められていると考えるので、以下のとおり質問する。

一 ミサイルの落下地点に関する情報について
現在に至つてもミサイルが発見されていないため、住民はミサイル落下地点に関する正確な情報を強く求めている。

事故機の飛行データは米軍のみが知りえているところであるが、未だに全容は公表されていない。
よつて、事故機について次の諸点を明確にされたい。

- 1 飛行目的
 - 2 飛行経路
 - 3 ミサイル落下時点前後の高度及び速度
 - 4 ミサイルの落下時刻及びパイロットが落下を確認した時刻
- 二 事故原因と米側の責任について
この落下事故は米軍によつて引き起こされたものであり、日本国民に不安を生じさせた米側の責任は免れない。よつて政府は、米側に責任の所在と原因の徹底究明、公表を要請すべきであると考えるが以下の点について明らかにされたい。
- 1 ミサイル落下の原因は、「何らかの事故によりミサイルのとめ金が外れたため」と報道されているが、ミサイルは通常の飛行中は戦闘機に嚴重に固定されており、落下することはありえない。とめ金はずれたというのは、同機が射撃操作姿勢で飛行していたためではないのか。
 - 2 ミサイルのロケット燃料は点火されていたかどうか。起爆装置は作動していたのかどうか。
 - 3 ミサイルは「通常は爆発しない」と報道されているが、断言できるのか。
 - 4 仮に爆発が起こればどういふ被害が想定されるのか。

三 搜索の体制、方法、手段等について

- 以下の諸点について明らかにされたい。
- 1 事故発生時より現在までの米軍、警察、自衛隊それぞれの毎日の搜索人員数、ヘリコプター等の実働機数
 - 2 現在までに搜索した地域と今後搜索する予定地域の地名
 - 3 今後の搜索方針と体制について
 - 4 関係地方自治体は搜索に努力しているところであるが、その搜索に要する経費について政府は全額負担すべきであると考えるが、これについての政府の見解

右質問する。

昭和六十二年五月十五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員吉川春子君提出米戦闘機のミサイル落下事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉川春子君提出米戦闘機のミサイル落下事故に関する質問に対する答弁書
一 について

昭和六十二年四月三日午前九時四十五分頃、米軍機が訓練よりの帰投のため、高度約四千五百メートル、速度毎時約八百九十キロメートルで岩国飛行場に向かつて飛行中、おおむね北緯三十四度四十六分五秒、東経百三十二度二十五分五秒の地点上空で同機搭載のミサイルが落下し、ほぼ同時点に僚機パイロットにより右落下が確認されたものと承知している。

二 について

ミサイルは、落下当時、推進燃料には点火されず、また、起爆装置も作動させられていなかったこともあり、爆発していない状態で発見、回収されたものと承知している。
なお、ミサイル落下原因については、現在米側において調査中であるので、推測等に基づいて述べることは差し控えたい。

三の1から3までについて

事故発生の四月三日以降、広島、島根両県警察、防衛施設庁、自衛隊及び米軍は、緊密な連携の下に、連日、二〇〇人ないし五〇〇人程度の警察官並びに警察、自衛隊及び米軍のヘリコプター数機を出動させ、広島、島根県境の中国山脈を中心とした地域及び同域から岩国飛行場へ向かう米軍機の帰投コース一帯について、ミサイル発見のための搜索を実施したところである。併せて広島、島根両県警察は、継続的に住民等からの情報収集に努める等の活動を行つてきたところ、五月二日に至り、住民からの届出に基づき広島県警察が搜索を実施し、広島県山県郡大朝町の山中においてミサイルを発見し、米軍に回収させたところである。

三の4 について

米軍機のミサイルが否かにかかわらず、警察が行う爆発物その他の危険物の搜索活動等に要する経費については、国及び都道府県が、警察法に基づき、所要の負担をしている。

昭和六十二年五月二十日 参議院会議録第十一号

二八二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒105 東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局
官報課ダイヤルイン
電話(東京)三三三三

定価一部
二二〇円